

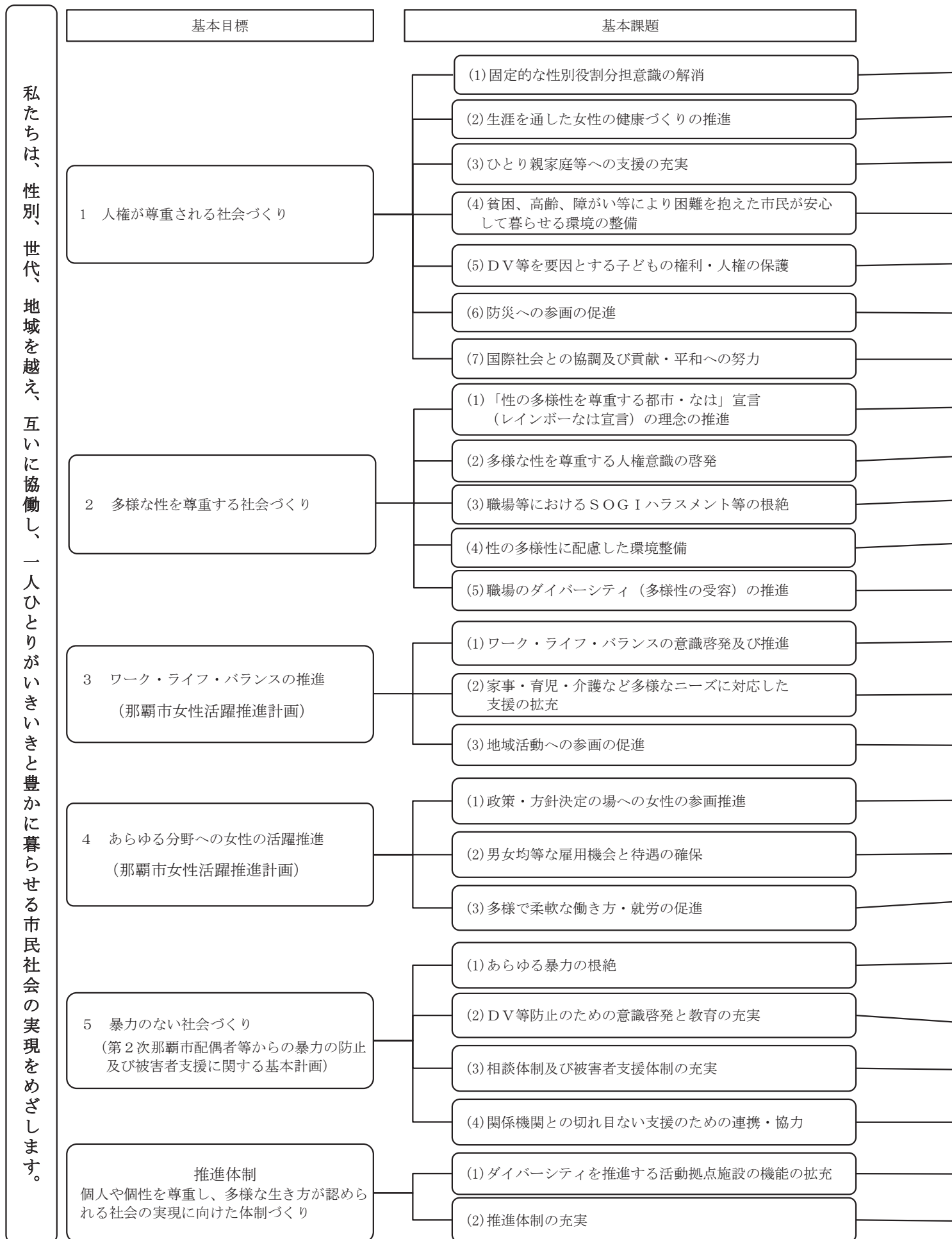
第 3 章 実施計画

第3章 実施計画

担当課一覧（部・課別対応施策件数）（番号）

部 名	課 名	件数	具体的施策
総務部	秘書広報課	4	4・8・81・155
	平和交流・男女参画課 (なは女性センター)	73	1・3・5・7・9・10・11・13・22・24・54・57・66・76・77・79・80・82・83・84・85・ 86・87・88・89・90・91・95・97・98・99・102・104・107・113・114・115・118・ 130・144・147・149・152・153・154・156・157・158・161・169・170・171・ 172・176・178・183・185・187・188・190・192・194・198・199・202・204・ 220・227・233・234・235・237・238
	人事課	12	12・75・78・92・101・109・116・119・148・189・203・236
	管財課	1	110
	法制契約課	2	62・168
	防災危機管理課	2	71・72
企画財務部	企画調整課	1	2
市民文化部	市民生活安全課	3	174・175・232
	まちづくり協働推進課	5	21・139・140・143・222
	ハイスイ市民課	3	173・209・213
経済観光部	商工農水課	11	23・38・100・103・108・117・150・159・160・162・215
環境部	環境政策課	1	146
福祉部	福祉政策課	2	132・221
	福祉政策課(総合福祉センター)	1	166
	障がい福祉課	10	50・56・60・61・124・133・167・182・208・230・
	ちやーがんじゅう課	15	17・33・55・59・128・129・131・134・135・136・163・164・181・207・231
	保護管理課	8	40・58・177・195・200・206・212・228
健康部	国民健康保険課	1	214
	特定健診課	1	32
	健康増進課	3	28・31・142
	地域保健課	6	16・26・29・49・121・126
	保健総務課	2	25・48
こどもみらい部	こども政策課	3	44・63・125
	こどもみらい課	7	15・45・47・123・138・197・216
	こども教育保育課	3	64・137・165
	こども教育保育課 (こども発達支援センター)	1	127
	子育て応援課	21	34・35・36・37・39・41・43・46・52・65・122・179・180・191・196・201・205・ 211・223・226・229
都市みらい部	都市計画課	1	145
まちなみ共創部	建築工事課	1	111
	市営住宅課	3	42・51・210
生涯学習部	生涯学習課	2	53・141
	施設課	1	112
	公民館	4	6・14・30・67
	図書館	1	151
学校教育部	学校教育課	17	18・19・20・27・68・69・70・93・94・96・105・184・186・193・218・224・225
	教育相談課	2	120・219
	学務課	1	217
	教育研究所	1	106
消防局	消防局警防課	1	73
	消防局総務課	1	74
	総計	238	

計画体系全体図



事業の方策		
①社会制度・慣習の見直し ④地域における男女平等学習の推進	②家庭における男女平等意識の確立 ⑤職場における男女平等意識の高揚	③学校における男女平等教育・学習の充実
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透	②妊娠・出産・子育て期における健康支援	③成人・高齢期の健康づくり
①相談・情報提供の充実 ④子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減	②ひとり親家庭等の親への就労支援 ⑤事業者への啓発支援	③子どもへの支援、子育て・生活支援の充実
①相談・情報提供の充実	②生活支援の充実	③事業者への啓発支援
①子どもの権利・人権を守るための取組		
①さまざまな視点を踏まえた本市の防災の計画・政策・方針等の策定 ③防災分野への女性の参画促進		
①国際規範・基準や国際的な取組の情報提供・周知		
②平和・国際貢献		
①レインボーなは宣言の周知・普及 ④多様な性を生きる人への職場環境の改善や就労支援		
②那覇市パートナーシップ登録に関する取組の推進 ⑤多様な性を生きる人への生活支援		
①情報提供・意識啓発活動の充実 ④家庭や地域における啓発活動の推進	②市職員・教職員等の理解の促進 ⑤職場における意識の醸成・理解の浸透	③学校における教育・学習の充実
①学校におけるSOGIハラスメントの根絶		
②職場におけるSOGIハラスメントの根絶		
①市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレや更衣室の設置促進 ③企業への情報提供		
②学校における環境整備の推進 ④優良企業への支援		
①事業者へ関連法令・制度等の情報提供・周知		
②多様な人材の雇用促進のための連携・支援		
③優良企業への支援		
①長時間労働の是正を含めた働き方の改善の推進 ④優良企業への支援		
②職場環境整備のための事業者への支援		
③育児・介護休暇取得の促進		
①出産・子育て支援の拡充		
②保育支援等の充実		
③介護者支援の充実		
④環境整備の推進		
①性別・世代を超えた政策・方針等の策定		
②地域活動における性別役割分担意識の解消		
③地域活動におけるリーダー支援		
①審議会等への女性の参画推進		
②本市における女性管理職の登用率向上への取組の促進		
③女性役員・役職等リーダーがいる企業・団体への支援		
④女性の政治への参画促進		
⑤男女共同参画に関する総合的な情報発信		
①男女雇用機会均等法等の広報・啓発		
②同一労働・同一賃金制度への意識啓発や体制整備への支援		
③女性のライフステージにあったキャリアデザインの支援		
①女性の就業・起業・再就職支援		
②高齢者への就業等支援		
③障がい者への就業等支援		
④優良企業への支援		
①女性に対するあらゆる暴力の根絶		
②子どもに対するあらゆる暴力の根絶		
③高齢者に対するあらゆる暴力の根絶		
④障がい者に対するあらゆる暴力の根絶		
⑤多様な性を生きる人に対するあらゆる暴力の根絶		
⑥ジェンダーに基づく、各種メディアにおけるあらゆる人権侵害の根絶		
⑦性暴力・DV・ストーカー行為等防止の意識づくり		
⑧セクシュアル・ハラスメントや他のあらゆるハラスメント防止への意識づくり		
①市民への正しい理解の普及		
②若年層等への意識啓発・自尊心・自己肯定感を高める教育		
①相談者からの多様なニーズへの対応		
②相談員の各種研修への参加		
③相談対応の充実		
④被害者の安全確保の徹底		
⑤DV被害者等の情報保護		
⑥自立に向けた支援		
⑦子どもの保護・支援		
①医療関係者との連携		
②地域の支援者との連携		
③学校教育施設・児童福祉施設等との連携		
④関係機関・団体等との連携		
⑤庁内機関との連携		
①ダイバーシティを推進する活動拠点施設としての「なは女性センター」の機能拡充		
②ダイバーシティ推進に関するNPOや団体等との連携		
①市職員等の男女共同参画意識の啓発		
②国・県・関係機関との連携		

基本目標 1 人権が尊重される社会づくり

基本課題（１）固定的な性別役割分担意識の解消

【現状と課題】

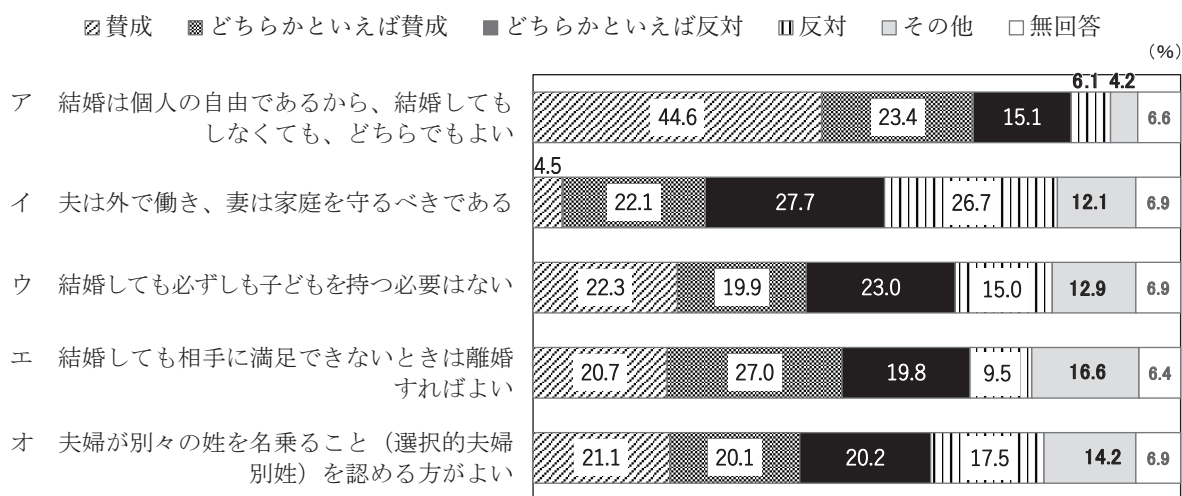
本市においては、1996（平成 8）年開設の「なは女性センター」を拠点として、女性の地位向上や男女平等、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発のための市民向け講座やセンター開設前から実施していた「うないフェスティバル」など、これまで様々な事業に取り組んできました。

沖縄では、戦後の米軍統治下における人権侵害が行われ、女性に対する暴力も深刻でした。1972（昭和 47）年に本土復帰はなされましたが、第二次世界大戦後に本土に進んだ日本国憲法に基づく男女平等に関する考え方（相続の平等など）の発展に沖縄が取り残されてしまった部分もあり、未だに女性差別的な社会的慣行や古い価値観などに起因する固定的な性別役割分担意識や性差への偏見などが根強く残っています。

2017（平成 29）年度に実施した「市民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という設問に対し、「賛成」が 4.5%、「どちらかといえば賛成」が 22.1%で、合わせて 26.6%となっています。

一方、「どちらかといえば反対」は 27.7%、「反対」が 26.7%で、合わせると 54.4%と過半数を超え、反対意見の方が賛成意見を上回っており、少しずつ意識の変化が見られるものの、引き続き、本市の取組を推進していく必要があります。

図 結婚や家庭生活について、自身の考えに近いもの



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

固定的な性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会の実現に向け、最も重要な取組の一つです。

まずは、これまでの慣習や性別役割分担の固定概念・意識について考え、性別や年齢、国籍など、様々な個性を尊重し、自分と他者との違いを認め、ともに社会をつくっていくという男女共同参画社会・多様性(ダイバーシティ)を受容する社会の実現に向け、これまでの取組に加え、新たな施策展開が必要です。これまで以上に、情報提供や市民向け講座等による市民意識の醸成や、男女の人権教育の取組が必要となっています。

これらの取組を推進するにあたり、なは女性センターも含め、全庁的な組織体制づくりと、相互連携の強化に努めます。

【事業の方策】

①社会制度・慣習の見直し

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査を定期的に実施し、市民並びに事業所の実態把握とニーズに合った施策展開を図ります。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査(5年ごと)	1
◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査を定期的に実施し、実態把握と市民ニーズに合った施策展開を図ります。	企画調整課	隔年実施の市民意識調査に男女共同参画に関する調査項目を入れる	2
◎男女共同参画に関する情報の提供 なは女性センターのホームページや広報紙などの情報量を拡充させ、男女共同参画に関する施策や講座企画などを掲載し、意識啓発のための情報提供を図ります。	平和交流・男女参画課	センターだよりや市広報紙、ホームページ・SNS*等の活用、意識啓発のための広報紙の充実	3
	秘書広報課	市広報紙、市ホームページ・SNS等の充実	4
◎男女共同参画の視点からの学習機会の提供・充実 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深め、トートメー問題をはじめとする、慣習の見直しを図り、社会参画への市民意識の啓発を図るための講座や情報の提供を行います。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	5
	公民館	公民館講座	6
◎本市の刊行物に関するガイドラインの普及啓発 固定的な性別役割分担意識からくる表現など、男女共同参画の推進にふさわしくない表現を行わないために市職員へ国のガイドラインの普及啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	国のガイドラインの職員への普及啓発、市のガイドライン策定に向けた検討	7
	秘書広報課	広報・広聴担当者研修等での情報提供・意識啓発	8

◎ジェンダー平等と女性等のエンパワーメントの推進 男女共同参画に関するジェンダーの視点に立った取組や女性等のエンパワーメントへの取組を積極的に推進します。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	9
◎「那覇市男女平等週間」の周知と理解の促進 社会のあらゆる分野で男女平等が確立できることを目的とした意識啓発活動を実施します。	平和交流・男女参画課	市の広報紙、ホームページ、SNS、センター講座、パンフレット等による意識啓発・情報提供	10

②家庭における男女平等意識の確立

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、国や県などの関係機関と連携し、企業に働きかけ、仕事と生活がともに充実できるよう、超過勤務の削減や有給休暇の取得率を高める等の意識啓発を推進します。 また、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための意識啓発・学習機会の提供に取り組みます。	平和交流・男女参画課 人事課	センター講座、情報提供、広報・周知 職員研修や情報提供、ノー残業デー強化月間の実施	11 12
◎家庭における男女平等意識の推進 家事関連の主な担い手となっている女性の負担軽減のため、男女共同参画についての理解を含め、男性の家事・育児・介護への参画を促進するための意識啓発に取り組みます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	13
◎家庭における男女平等意識の推進 家事・育児は女性の仕事ではなく、パートナーがそれぞれ自分のこととして分担するべきことであるということを理解するために、男性の家事・育児への参画を促進するための意識啓発につながるよう、公民館講座を通して、必要な知識と情報を提供します。	公民館	公民館講座	14
◎子育てにおけるパートナー間の協働意識の推進 子育てはパートナー間で協働して責任を担うべきものであるという意識の浸透を図るとともに、子育て支援を推進します。	こどもみらい課 地域保健課	子育て応援ガイドの作成・配布、子育て世代包括支援センター事業の実施、男性向け子育て講座の実施 親子健康手帳交付時及び乳幼児健診における保健指導	15 16
◎要介護者と介護者が安心して暮らすための取組 将来的な介護人口の増加が予測される中で公的サービスを利用した介護の促進等家族の負担軽減のための制度情報の提供や、介護予防のための意識啓発を行い、介護される側も介護する側も、家族が安心して暮らせるための支援を推進します。 また、介護離職をさせないような本市の施策の実施に向け、取り組みます。	チャーム・がんじゅう課	介護予防リーダー養成講座、認知症介護家族向け教室等の開催など、地域包括支援センターの取組の促進	17

③学校における男女平等教育・学習の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎各種メディアにおける人権侵害防止への取組 インターネットやＳＮＳ等における人権侵害の被害防止や啓発活動、学習機会や情報の提供及び相談対応等の支援、関係機関との連携に努めます。	学校教育課	校長連絡協議会・教頭連絡会・生徒指導主事連絡協議会での情報提供	18
◎学校教育における男女平等・人権尊重の意識を高める学習機会の充実 小中学校へ男女共同参画意識の啓発につながる、男女平等・人権尊重についての作文コンクールへの参加を促します。	学校教育課	男女平等・人権尊重についての作文コンクール等の周知・広報活動	19
◎個性を重視した進路指導・キャリア教育の充実 児童生徒一人ひとりが自らの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択できる能力を身につけられるよう、進路指導、キャリア教育の充実・推進に努めます。	学校教育課	キャリア教育	20

④地域における男女平等学習の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動を通じた、男女平等学習の推進 自治会等と連携を取りながら、本市のさまざまな広報媒体を利用した情報発信を行い、若い世代が活動に参画しやすい環境を整えるなど、男女平等学習を推進していきます。	まちづくり協働推進課	自治会定例会、自治会長会連合会等の場における学習機会の確保	21

⑤職場における男女平等意識の高揚

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎雇用に関する法令・運用の周知と実態に関する情報提供 国や県と連携して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等、雇用に関する法令等について、社会一般の認識と理解を深め、雇用管理が適正に実施されるよう周知・啓発に努め、先進事例やモデル事業等の紹介を実施します。	平和交流・男女参画課	国・関係機関からの通知等の情報提供	22
	商工農水課	国・関係機関からの通知等の情報提供	23



基本課題（２）生涯を通した女性の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。一人ひとりが主体的に行動し、社会に参画していく上で、心と身体の健康について正確な知識・情報を入手し、生涯を通して健康を享受できるようにすることが大切です。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）は、個人としての尊厳を重んじる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点です。

本市では、「健康なは 21（第 2 次）」（平成 28 年度～34 年度）に基づき、女性特有の疾病に対する予防や妊娠・出産等に伴う健康的な生活への支援に取り組んでいます。

本市が行うがん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）のうち、乳がん・子宮頸がんの平成 29（2017）年度地域保健・健康増進事業報告（市町村実施がん検診受診率）の受診率は、全国・沖縄県より低い状況にあります。今後は、周知を含めた受診率向上に向けた取組が必要です。

表 乳がん・子宮頸がんの受診率

	受診率(%)		
	全 国	沖縄県	那覇市
乳がん	17.4	15.6	12.7
子宮頸がん	16.3	17.5	14.0

平成 29 年度地域保健・健康増進事業報告

* リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994（平成 6）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された「性と生殖に関する健康と権利」のこと。ここでいうヘルス（健康）とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、身体的・精神的・社会的にも良好な状態であることであり、ライツ（権利）については、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

【事業の方策の方向性】

男女が互いの身体的な性差を理解し合い、子を産み育てることに関わる健康と権利（自己決定権）への配慮、性差を考慮した健康支援、年代に応じた性教育などが求められています。

沖縄は若年出産も多く、若年女性の教育を受ける権利が侵害されてしまうこともあります。今後は、若年女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する取組、性の多様性とリプロダクティブ・ヘルス／ライツへの配慮も必要です。

【事業の方策】

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎性と生殖に関する健康と権利の理解と「女性の健康と権利」の尊重を深めるための学習機会の提供及び啓発活動の推進 各年齢層に応じて、性に関する正しい知識と自己決定能力を身につけ、相互に理解・尊重しあえるような教育や意識啓発に努めます。 産むか産まないかの選択、安全な避妊、妊娠、出産に関して、情報提供や学習会を開催します。一方、避妊や緊急時の対応（アフターピル等）、中絶も含め、女性のリスクを軽減するための性教育等の実施に努めます。 また、生涯を通じた女性の健康づくりの推進に関する情報提供や講座を開催します。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	24
	保健総務課	性感染症などに関する情報提供、H I V・梅毒・クラミジア検査の実施、性感染症の正しい知識の普及啓発	25
	地域保健課	中学・高校と連携した思春期教室	26
	学校教育課	性に関する理解・尊重を深めるための授業等の実施・性感染症予防についての意識啓発、情報提供等	27

②妊娠・出産・子育て期における健康支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎妊娠時・出産・育児期の不安解消のための電話等による相談、子育てネットワークづくりの促進 妊産婦期や育児期の不安に対する相談を電話・面談、自宅訪問などにより、育児不安を軽減するよう努め、母子の心身の健康保持・増進を図ります。離乳食教室などを開催し、参加者同士の交流を図ります。 公民館では、乳幼児学級などを通して保護者の育児不安の解消を図るとともに、参加者同士のネットワークづくりを推進します。	健康増進課	来所・電話・訪問による妊産婦栄養相談、離乳食教室	28
	地域保健課	電話・来所・訪問による相談指導、母子保健推進員活動	29
	公民館	公民館講座	30

③成人・高齢期の健康づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎メタボリック症候群の解消など、生活習慣病対策の充実 一般健康診査（生保健診）及び各種がん検診等の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。 特定健康診査・特定保健指導の実施、周知徹底を図り、早期発見に努め、栄養指導・運動指導等、生活習慣の改善による生活習慣病の予防・健康保持増進につなげます。	健康増進課	20～30代生活習慣病予防健診・保健指導事業、がん検診事業、食の健康づくり事業、タバコに関する講演会等の実施、パネル展示	31
	特定健診課	特定健診、特定保健指導、生活習慣病重症化予防の保健指導、生活習慣病予防講演会	32
◎高齢者の健康づくりや、寝たきりにならないための介護予防事業の展開 地域の自治会やサークル、ふれあいデイサービス会場において、健康講演会や体操、ミニ健康講座を開催し、高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進します。	チャームがんじゅう課	地域ふれあいデイサービス事業、一般介護予防事業	33

基本課題（３）ひとり親家庭等への支援の充実

【現状と課題】

2015（平成 27）年実施した「国勢調査」では、本市におけるひとり親世帯は 3,374 世帯で、そのうち、母子世帯 3,060 世帯、父子世帯 314 世帯となっています。一般世帯数に占めるひとり親世帯は、全国平均 1.57% に対し、那覇市 2.49%、沖縄県 2.89% と、県全体では全国と比べて倍近い数値となっています。

相対的貧困率についても、ひとり親家庭の貧困率は、2016（平成 28）年国民生活基礎調査では、全国 50.8% に対し、県が 2015（平成 27）年に実施した「沖縄県子どもの貧困実態調査」では 58.9% と開きがあります。ひとり親家庭の 8 割を占める母子家庭については、厚生労働省の 2016（平成 28）年度全国ひとり親世帯等調査において、就業率が全国 81.8%、就労収入が全国 200 万円であるのに対し、2018（平成 30）年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査では、就業率が沖縄県 91.2% と全国より高くなっているものの、就労収入は 187 万円と、差がある状況です。

また、県の子どもの貧困実態調査からは、ひとり親家庭の保護者には精神的な不安定さを抱え、困窮した生活環境の中での子育てで孤独に悩む方も多く、支援制度について知らない、必要な支援・サービスを利用できていないことなどが明らかになっています。

そのため、貧困の連鎖を生じないように、子どもたちの将来の生活基盤の確立も含めた取組として、保護者への就労支援、子どもへの支援や子育て・生活支援、子育てに係る経済的支援などの施策を充実させるとともに、情報提供、相談機能の充実が求められています。

なお、本市における児童扶養手当受給世帯数（2019（平成 31）年 3 月末現在）は、母子世帯数 4,565 世帯、父子世帯数 375 世帯となっています。

表 那覇市のひとり親世帯（母子・父子世帯）の状況

	ひとり親世帯		母子世帯		父子世帯		一般世帯数
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数
那覇市	3,374	2.49	3,060	2.26	314	0.23	135,265
沖縄県	16,177	2.89	14,439	2.58	1,738	0.31	559,215
全 国	838,727	1.57	754,724	1.42	84,003	0.16	53,331,797

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」

【事業の方策の方向性】

厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」、沖縄県における「ひとり親世帯等実態調査」や「子どもの貧困実態調査」など、子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、ひとり親家庭への支援の充実を図るため、関連部署の連携を強化し、総合的な支援体制の確立を図ります。

特に、親子が身体的・精神的に安定した生活が過ごせるよう、相談や就労支援などとともに、子どもの貧困対策などと連動・連携した総合的な支援策を検討・実施します。

【事業の方策】

①相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎相談窓口の機能向上、効率化 児童扶養手当の現況届の受付の機会をとらえ、情報提供の場として積極的な活用を図ります。 ひとり親家庭の自立支援を図るための各種制度や子育てサービスの利用について、制度周知、手続き支援など相談窓口の機能充実を図ります。	子育て応援課	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、職員研修	34
◎支援制度の周知、情報提供の充実 本市が実施する事業のみならず、市民が利用できる県等の事業について、パンフレット等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用し、支援を必要とする市民に情報が届くよう、制度や情報の周知を強化します。	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
◎子どもの養育費に関する取り決めや確保に向けた支援 児童が安心して学び、成長することができるよう、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成や確保について、県などの専門機関と連携した支援に取り組みます。	子育て応援課	関連する窓口でのパンフレット配布等による制度周知、案内の拡充	36

※ひとり親家庭向けチラシ

令和元年 5 月 10 日作成

ひとり親家庭の皆さん を応援します

那覇市にお住いのひとり親家庭の方を対象とした市や県等の主な支援制度について紹介します。制度の利用については、制度毎に条件が異なり、申請が必要です。希望する制度がございましたら、ホームページ又は担当部署までお問い合わせください。

🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸

1 経済的なサポート事業

事業名	内 容	受付窓口
児童手当	中学3年生までの児童を養育している全ての世帯に支給されます。児童1人につき月額10,000円～15,000円。前年度の所得が制限額以上の場合は、月額5,000円。	子育て応援課 児童手当グループ 861-6951
児童扶養手当	ひとり親家庭、父又は母が重度障害の状態にある家庭、父母以外の養育者に養育されている児童を対象に、18歳到達後の最初の3月まで支給します。支給額は、全部支給の場合42,910円（対象児童の人数に応じた加算あり）。所得に応じて支給額が異なります。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	未婚の児童扶養手当受給者の方に17,500円を支給します。8月の現況届提出時に申請が必要です。次の要件すべてに該当する方が対象です。①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母②基準日（令和元年10月31日）において、離婚（法律婚）をしたことがない③基準日において事実婚をしていない方。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に障がいのある児童を在宅で監護している保護者に支給されます。※所得制限あり。 1級障害：月額52,200円、2級障害：月額34,770円	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
こども医療費の助成	義務教育終了までの、こどもの医療費の一部を助成します。（助成範囲）未就学児：通院及び入院医療費、就学児：入院医療費 ※未就学児は、医療機関での「窓口無料化」を利用可能。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
母子及び父子家庭等医療費の助成	18歳まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護するひとり親家庭の親とその児童、養育者に養育されている児童を対象に、医療機関に支払った医療費の一部を申請に基づき助成します。※所得制限あり。	子育て応援課 児童家庭グループ 861-6951
就学援助	国公立の小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助します。※所得制限あり。	学務課 就学援助グループ 917-3505
沖縄県ひとり親家庭高校生等進学サポート実証事業	（バス運賃割引）児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成を受けているひとり親家庭の高校生に対して、通学用バス定期券の半額を補助します。※アンケートの提出が必要です。	公益社団法人 沖縄県母子家庭 福祉連合会 867-4099
沖縄県高校生等の通学費負担軽減措置	（モノレール運賃割引）前年度に「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」の支給決定を受けた世帯または申請の前年度に「市町村の就学援助」の認定を受けた世帯等の高校生等は、通学のためのモノレール運賃が半額となる「割引OKICA」を利用できます。	沖縄子どもの未来 県民会議事務局 （沖縄県子ども未来政策課） 866-2100

②ひとり親家庭等の親への就労支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎安定した就業に向けた能力開発、資格取得支援、ひとり親家庭への就労相談の充実に向けて 母子・父子自立支援員が相談にのるとともに、グッジョブセンターおきなわなどの専門機関へのつながりを強化します。 正規雇用、安定的な就業に結びつきやすい技術や資格の取得等のための給付金支給等を引き続き実施するとともに、学び直しを支援します。 また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対して、就職活動の仕方や職業紹介などの就労支援を、母子・父子センター（職業紹介すみれ）を中心に行います。	子育て応援課	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、母子家庭等職業自立支援事業	37
◎女性の職業選択肢を広げるための幅広い情報提供の強化を図る 女性があらゆる分野の職域に進出できるよう、講座等の開設や情報の提供を実施します。また、関係機関とも連携しながら広く市民へ周知啓発していきます。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンターにおける就職支援セミナー、就職相談等	38

③子どもへの支援、子育て・生活支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子どもへの支援 支援が必要な家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成、高校進学に向けた学力向上を図ります。 また、就職等に向けて高校卒業資格の取得を目指す方を支援することで、将来的な自立に向けた力を育みます。	子育て応援課	ひとり親家庭学習支援事業 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	39
	保護管理課	居場所型学習支援事業	40
◎子育て及び生活支援 ひとり親家庭の生活一般、子育てに関する課題に対応するため、母子・父子自立支援員や家庭相談員が相談支援を行います。日常生活を支援するヘルパーの派遣、母子生活支援施設を活用した自立支援を行うなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。	子育て応援課	母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子福祉センター及び母子生活支援施設を活用した事業の実施	41
【再掲】 ◎支援制度の周知、情報提供の充実 本市が実施する事業のみならず市民が利用できる県等の事業について、パンフレット等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用し、支援を必要とする市民に情報が届くよう、制度や情報の周知を強化します。	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
◎市営住宅入居への支援の実施 自立支援を図るため、市営住宅への新規入居申し込みにおいて、ひとり親世帯への優先的な取扱いを実施します。また、入居期限は最年少の子どもが23歳に達する日以降の3月31日までとなります。	市営住宅課	一般申込者よりも入居確率が高い優遇措置の実施	42

④子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子育てに係る経済的支援、利用負担の軽減 安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費等など、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。	子育て応援課	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付金	43
	こども政策課	放課後児童クラブ利用料軽減事業	44
	こどもみらい課	ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業	45
◎寡婦（夫）控除のみなし適用 未婚のひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。	子育て応援課	未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用が可能な事業	46
	こどもみらい課		47
	保健総務課		48
	地域保健課		49
	障がい福祉課		50
	市営住宅課		51
【再掲】 ◎支援制度の周知、情報提供の充実 本市が実施する事業のみならず、市民が利用できる県等の事業について、パンフレット等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用し、支援を必要とする市民に情報が届くよう、制度や情報の周知を強化します。	子育て応援課	ひとり親家庭向けチラシ・ハンドブック等の配布、ホームページ等での制度周知	35
◎子どもの修学等に必要な資金の貸付け等 ひとり親家庭の子どもの修学等に必要な資金について、貸付けを行います。 成績が優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で県内大学等への進学が困難な者に対し、学資の一部について給付を行います。	子育て応援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	52
	生涯学習課	給付型奨学金	53

⑤事業者への啓発支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎先進的な取組・モデル事業等の情報提供 ひとり親世帯への自立支援につながる就労・雇用の面において、先進的な取組を実施している市内企業の情報を市の広報媒体を活用して情報提供を行います。 また、優良企業については、インセンティブを与えるような市の取組の検討・実現に努め、企業側の意識啓発を促進します。	平和交流・男女参画課	センター広報紙等での情報提供、優良企業支援のための施策の検討	54

基本課題（４）貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

2017（平成 29）年度に実施した「市民意識調査」によると、「あなたの老後の不安や悩みは何ですか」の質問では、「健康のこと」（女性 67.3％・男性 67.6％）、「生活費のこと」（女性 71.1％・男性 62.4％）、「安心して住み続ける住宅が無い」（女性 19.8％・男性 15.4％）となっています。

高齢化が進む中で、特に貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、市全体で横断的に連携した支援が必要です。また、国際化が進む中、就業や留学など様々な理由で市内に在住する外国人やその家族に対しても、安心して暮らせる環境整備に努めます。

【事業の方策の方向性】

貧困、高齢、障がい等により困難な状況にある当事者を対象とした、相談しやすい環境を整えとともに、相談窓口の一層の周知により、相談体制の充実や日常的な生活支援・居場所づくりの取組等の充実を図ります。

事業者へは、2016（平成 28）年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（以下「障害者差別解消法」）」の周知を図るとともに、「差別の禁止」、「合理的配慮の提供」に関する意識啓発を推進していきます。

【事業の方策】

①相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者への相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 高齢者及び介護者等家族の支援につながる各種制度・サービスの利用について周知徹底するための情報提供や、窓口対応職員研修等を実施します。	チャージンじゅう課	職員研修、情報提供	55
◎障がい者への相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 障がい者及び家族の支援につながる各種制度・サービスの利用について周知徹底するための情報提供や、窓口対応職員研修等を実施します。	障がい福祉課	職員研修、情報提供	56
◎相談窓口での適切な対応・情報提供の徹底 市民(外国人含む)の自立支援を図るための各種制度・サービスの利用について情報提供及び相談者の状況に応じた支援、職員研修等を実施します。	平和交流・男女参画課	相談室「ダイヤルうない」、情報提供、職員研修等	57
	保護管理課	福祉相談、女性相談、情報提供	58

②生活支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者・介護者支援の充実 市内各地域にある包括支援センターにおいて、各種介護予防教室・講座、サービスの提供や、高齢者や介護者への相談窓口での支援の充実など、介護者支援を推進します。	チャージんじゅう課	地域包括支援センターでの相談対応・事業の活用	59
◎障がい者世帯に対する支援の充実 障がいのある方及び家族の就労・生活支援につながる各種制度・サービスの充実や利用促進に取り組みます。	障がい福祉課	那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業等	60

③事業者への啓発支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障害者差別解消法の広報・周知と取組の推進 2016（平成28）年4月施行の「障害者差別解消法」の市民・事業者・市職員への周知を徹底し、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供を推進していきます。 また、市では、障がいのある方に配慮した窓口対応、通知や書類・広報、庁舎内の環境整備と、市職員の合理的配慮についての意識啓発を推進していきます。	障がい福祉課	広報・周知、情報提供、庁内における「合理的配慮」に関する取組の推進	61
◎取組を進めている優良企業の入札時の優遇措置の検討 女性や若者を積極的に雇用している、また、先進的な取組を行っている企業について、入札時の加点など、優遇措置が可能かどうか、さらに検討を進め、企業側の意識醸成を促進します。	法制契約課	総合評価落札方式等企業の技術力を評価する入札制度における加点等、インセンティブ付与について検討	62



基本課題（５）DV等を要因とする子どもの権利・人権の保護

【現状と課題】

子どもは保護者の労働環境、地域環境や家庭環境といった、生活課題の影響を最も大きく受ける存在です。近年、少子高齢化、核家族化、都市化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもや子育てに関する様々な課題が生じています。子育ての難しさから養育がうまくいかず、子どもへの虐待に至る事案もあります。

DV やいじめ、暴力、貧困、不登校の増加などが社会問題として捉えられ、2000（平成 12）年「児童虐待防止法」、2013（平成 25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が定められるなど、対策が進められています。

【事業の方策の方向性】

家庭、学校、地域で子どもが安心して生活できるまちづくりのため、国連で採択されたこどもの権利条約の理念を広めるために実施した、「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」（平成 10 年）の基本的な考え方の一層の浸透を推進し、面前DVなどの子どもの虐待への影響について、研修を開催するなど、市民、関係機関への周知・啓発活動を行います。

さらに、児童虐待の早期発見・防止に向けて、児童家庭相談や家庭訪問、児童虐待の発生の予防や発生時の対応に際し、子どもや保護者に寄り添った支援を行うとともに、居場所の確保に努め、関係機関や地域との連携強化に取り組みます。

※「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」趣旨及び経緯

本市では、平成元年に国連が採択し、平成 6 年に我が国も批准した子どもの権利条約の理念等について、広く市民への周知を図るとともに市の施策に活かすため、平成 10 年「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」を制定しました。

子どもの街宣言は、大人と子どもの約束を通して、生きる権利、育つ権利、守られる権利等の子どもの保障の実現に向けて、市民全体で取り組むことを目的としています。

また、制定に向けては、「子どもにやさしい街づくり推進会議」における幅広い審議を踏まえており、実践に向けてはイベント等での周知啓発に取り組んでいるところです。



【事業の方策】

①子どもの権利・人権を守るための取組

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子どもの権利・人権を尊重する社会づくり あらゆる事業を行う際に、大人と同等の権利を有する主体として子どもを認め、権利を尊重した支援や対応を進めるために、子どもの命と人権を尊重するとして「那覇市世界にはばたく子どもの街宣言」の周知を図ります。	こども政策課 こども教育保育課	児童福祉週間等を活用した子どもの街宣言のポスター等の配布	63 64
◎子どもの支援の充実 面前DV等の虐待から児童を守るために、子育て世代包括支援センター、保育園、学校、児童相談所等の関係機関の連携を深め、早期発見に努めるとともに、母子の緊急避難的な居場所の確保を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化、母子生活支援センターさくらによるショートステイ事業	65
◎子どもの権利・人権に関する普及啓発 子どもの権利や人権についての理解を深めるため、講演会や講座などを開催して周知を図るとともに、日常の人権を守るための教育普及を図ります。	平和交流・男女参画課 公民館	センター講座 公民館講座	66 67
◎子どもの権利・人権に関する普及啓発 子どもの権利や人権教育の充実を図るため、各学校で全体計画を作成し、共通実践に努めるよう周知します。 「人権を考える日」を設定し、児童生徒教職員が人権意識を高めるために取組を充実させます。	学校教育課	学校での内容の充実の推奨 校長連絡協議会・教頭連絡会での情報提供	68
◎制服選択制の推奨 本人または保護者からの申し出により個別に対応しつつ、今後は保護者や地域の理解を得ながら段階的に誰でも申請なしに制服等を選択できるように推奨します。	学校教育課	制服選択制の推奨	69
◎学校における体罰根絶への取組 体罰は、児童生徒に対する人権侵害行為であり、いかなることがあっても決して許されるものではなく、体罰の根絶に努めます。	学校教育課	教員研修による人権意識向上	70



基本課題（６）防災への参画の促進

【現状と課題】

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災や2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本地震など、未曾有の大災害に見舞われた際に、これまでの被災者支援や避難所の運営体制等において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人への対応への課題が露呈しました。それらの課題解決のためにも、これからの地域防災計画や地域での防災体制づくり、避難所運営等において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点からの意見・要望等を反映させ、今後の災害への備えや体制づくりに生かしていくことが重要となっています。そのためにも、防災分野への女性等の参画や、地域全体で防災時の対応のみならず、減災や復興のための取組も含め、住民全体で考え、いざという時のための体制づくりが求められています。

【事業の方策の方向性】

那覇市地域防災計画において、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点を取り入れた施策・事業の実施と、市の消防局や消防団、那覇市防災会議等において、女性等の参画を促進していく取組を進め、特に、女性職員や女性委員等の登用を推進します。

【事業の方策】

①さまざまな視点を踏まえた本市の防災の計画・政策・方針等の策定

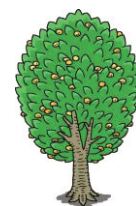
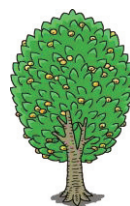
具体的施策	担当課	事業等	番号
◎防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画 避難所におけるプライバシーの保護など、避難所におけるニーズは様々です。女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性の視点を市の防災計画・施策に取り入れる必要があります。これらの視点を取り入れるための方策を行います。	防災危機管理課	那覇市地域防災会議等での女性等委員割合を増やすよう努める	71

②災害時の女性や多様な性を生きる人等への支援の拡充

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎さまざまな視点を取り入れた防災計画・施策、支援の拡充 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人が被災時に直面する課題の調査研究、対応策や支援体制の確立に向けた取組の拡充、推進を図ります。	防災危機管理課	災害時における、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人への支援体制の確立に向けた研修等を行う 那覇市地域防災計画において、さまざまな視点からの施策の検討、見直しを進める	72

③防災分野への女性の参画促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎消防団への女性加入の推進 女性の消防団への参加を促進するとともに、災害発生時における初動体制の確立など、訓練や研修を実施し、日常的に防災意識を高めていきます。	消防局警防課	ポスター及び冊子等での入団募集案内	73
◎消防職員等への女性職員の配置 防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め、取り組みます。	消防局総務課	専門知識を必要とする日勤業務及び警防業務、救急出動時の女性傷病者、高齢者に対応するため適正に配置する	74
	人事課	採用試験等で女性が不利益とならないような配慮を行う	75



基本課題（７）国際社会との協調及び貢献・平和への努力

【現状と課題】

我が国は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画施策を展開し、推進しています。女性差別撤廃委員会等をはじめとする国際会議等における議論や、国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民に理解を深めてもらうための情報提供や、施策・事業等を実施し、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めています。

しかし、先進国において、日本はジェンダーギャップ指数（GGI）が下位に位置しており、2018（平成30）年は149か国中、110位という結果となっています。特に、女性の政治分野・経済分野への進出が進んでいない状況がみられます。

また、性の多様性の尊重に関しても、2008（平成20）年に初めて国連で声明文が出されて以来、多くの議論がなされています。現在も、同性愛者を死刑にする国があり、各国での意思統一が難しい部分がありますが、国連事務総長は2010（平成22）年12月、ニューヨークでLGBTの平等に関する演説を行っています。現在、G7において、同性の婚姻に関して何の法制度ももたないのは日本のみであり、2018（平成30）年にはアジアで初めて台湾で同性婚ができるようになりました。法的な性別の変更に関して、不妊手術を強制することは人権侵害であるという考えが広まってきており、スウェーデンでは、2018年から、法的な性別を変更するために、望まない不妊手術をしなければならなかった人々への国家賠償が始まっています。

しかし、日本では現在も、戸籍上の性別が同じカップルの婚姻届は受理されないため、婚姻することができません。また、戸籍上の性別を変更するための手術要件は残されています。

本市においても、世界的な情勢についての情報を収集し、可能な限り意見交換も行いながら、自治体としてできることに、今後も取り組んでいきます。

さらに、沖縄においては、住民を巻き込んだ地上戦が行われ、実に県民の4人に1人が亡くなるという多くの犠牲者を出した歴史をもち、その後もアメリカ軍による占領、アメリカ統治下で30年弱を過ごした等の特殊な経験をもちます。このような時代の経験を、女性の視点や子どもの視点からも語り継ぐ必要があります。

戦時下においては、殺人のみならず、性犯罪も正当化されます。「戦時性暴力」という言葉もあるように、世界的にみると民族浄化の手段として、男性を殺し、女性を犯すなどの手段も取られるなどの事実もあります。平和都市宣言を行っている本市では、戦争のこのような側面についても直視し、教育を行っていく必要があります。

本市においても、国際社会との協調及び貢献につながる、世界的な潮流や時代にあった取組・情報について、広く周知すると同時に、課題解決に向けた施策を展開する必要があります。

【事業の方策の方向性】

国際社会における男女共同参画の取組について、国や県と連携して、必要な情報を収集し、市民・事業者に向けての積極的な情報発信と同時に、平和な社会の実現につながる国際貢献に取り組めます。

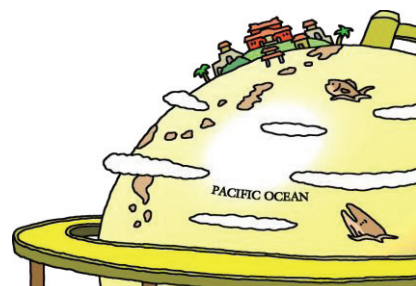
【事業の方策】

①国際規範・基準や国際的な取組の情報提供・周知

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性差別解消、性の多様性の尊重、平和等に関する国際的な規範、国際会議等の情報提供 国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、国際会議等における議論や新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く市民等へ理解を深めるための情報提供や取組を進めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	76

②平和・国際貢献

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎平和な社会の実現のため、国際的な視野に立って課題解決に取り組む人材の育成 男女共同参画・人権尊重に関する課題解決に当たることができ、人材育成のための研修への参加を促します。	平和交流・男女参画課	男女共同参画研修の情報提供、参加促進	77
	人事課	県外派遣研修	78
◎沖縄戦をはじめとする戦争体験等から平和社会の実現に向けた学習や情報提供の機会の確保 戦争体験を風化させないよう、平和の実現に向けた学びにつながる取組を行います。 女性や子どもから見た沖縄戦の体験を風化させないように語り継ぎます。 世界的に見た戦時性暴力について、学びの機会を設けます。	平和交流・男女参画課	センター講座、関連図書や情報の提供	79



基本目標 2 多様な性を尊重する社会づくり

基本課題（１）「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の理念の推進

【現状と課題】

なは女性センターでは、1997（平成 9）年から市民向けのセクシュアリティに関する講座を継続して開催し、人権意識の啓発を推進してきました。

2013（平成 25）年 9 月に大阪市淀川区が発表した「L G B T 支援宣言」に次いで、2015（平成 27）年 7 月に、本市は市民と協働し、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市を目指して、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、本市の姿勢を表明しました。これまでの意識啓発のための市民向け講座の開催やプライド・イベントである「ピンクドット沖縄」の共催に加え、性の多様性に対する電話相談や市職員研修等を実施しています。

2016（平成 28）年 4 月には、琉球大学法科大学院と「性の多様性の尊重」に特化した協定を締結し（自治体が「性の多様性の尊重」に特化した協定を法科大学院と結ぶのは日本初）、知識提供を受ける他、講演会の共催や無料法律相談（レインボー法律相談）等も実施しています。

レインボーなは宣言後、本市において、「性の多様性の尊重」に関する意識が高まったこと、当事者団体等との意見交換の中で「行政（市）が二人のパートナーシップ関係を認めることで、精神的な支援につながるので、是非取り組んでほしい」との要望があったこと、議会質問があったことなどを受け、2016（平成 28）年 7 月に、全国で 5 番目となる「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。同制度には法的拘束力はないものの、本市では、市営住宅入居のための親族要件への追加を行いました。市内の民間企業においては、各種家族割の適用や夫婦連帯債務ローンの利用等が始まっています。

また、2019（平成 31）年 3 月には、沖縄弁護士会が国内の単一弁護士会として初の「レインボー宣言～性の多様性を尊重し性的少数者のさらなる権利保障に努めることの宣言～」を出しました。

2015（平成 27）年に、東京都の渋谷区と世田谷区がパートナーシップ宣誓制度を開始して以降、パートナーシップ制度は各自治体へ広がっており、2019（令和元）年には茨城県が都道府県で初めてパートナーシップ制度を要綱で導入しました。同県は差別禁止等を定めた条例も制定しています。同制度については要綱を制定し運用している自治体がほとんどですが、渋谷区、豊島区は条例を定め、運用・実施しています。性の多様性の尊重や差別禁止について定める条例をもつ自治体も増えています。

表 同性パートナーシップ制度導入自治体と施行年度

自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度	自治体名	年度
東京都渋谷区	2015	福岡県福岡市	2018	東京都府中市	2019	東京都江戸川区	2019
東京都世田谷区	2015	大阪府大阪市	2018	大阪府堺市	2019	東京都豊島区	2019
三重県伊賀市	2016	東京都中野区	2018	神奈川県横須賀市	2019	東京都府中市	2019
兵庫県宝塚市	2016	千葉県千葉市	2018	岡山県総社市	2019	栃木県鹿沼市	2019
沖縄県那覇市	2016	熊本県熊本市	2019	神奈川県小田原市	2019	宮崎県宮崎市	2019
北海道札幌市	2017	群馬県大泉町	2019	大阪府枚方市	2019	茨城県	2019

※2019 年 7 月 5 日時点

しかし、婚姻平等が実現していないので、戸籍上の性別が同じパートナーは、婚姻制度を利用することができず、多くの権利が制限されています。また、例えば、緊急時の病院での同意や、面会、付き添い等については法的な決まりがないため、つらい思いをするパートナーも多くいます。

世界保健機構（WHO）における国際疾病分類は2018（平成30）年に全面改定され、（ICD-11）、性同一性障害は「精神疾患」の分類からはずれ、「性の健康に関する状態」分類に移り、その中の「Gender incongruence（厚労省による仮訳は「性別不合）」という項目になりました。「個人の経験する性（an individual's experienced gender）と割り当てられた性別（assigned sex）の顕著かつ持続的な不一致によって特徴づけられる。」とされています。また、「ジェンダーの多様な振る舞いや好みだけでは、このグループとして診断名を割り当てる根拠にはならない。」とされています。しかし、日本では、戸籍上の性別を変更する要件が手術要件をはじめ、非常に厳しいため、人権侵害の可能性を国連から勧告されている等の課題もあります。

「レインボーなは」宣言とは

レインボーは、たくさんの色を含むことから多様性の象徴とされています。

近年は、LGBTを含む多様な性を生きる人をサポートする意思を示したり、当事者が自分自身ありのままであることを誇りに思う気持ちを表現するものとして知られています。

この意思を共有するため、今回宣言の通称を「レインボーなは宣言」としています。

【事業の方策の方向性】

本市の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の趣旨は、少しずつ市民の理解を得ていますが、まだ認知度は必ずしも高くありません。さらに多くの市民や事業者へ、多様な性についての理解と人権尊重の意識づくりを進めていくことが必要です。

2017（平成29）年度実施の「市民意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会づくりの必要性については「必要だと思う」が45.0%と半数近い回答があり、「やや必要だと思う」の27.3%と合わせると72.3%と、多数の市民が性の多様性を認め合う社会づくりが必要だと感じています。

本市では、多くの市民も性の多様性を認め合う社会づくりの必要性を感じていながら、まだ認知度が低い状態です。認知度を上げる努力を継続しながら、「那覇市パートナーシップ登録」制度の周知と理解の促進を図り、関係部署・機関と連携・協力して施策を進めていきます。

図 「レインボーなは宣言」の認知度

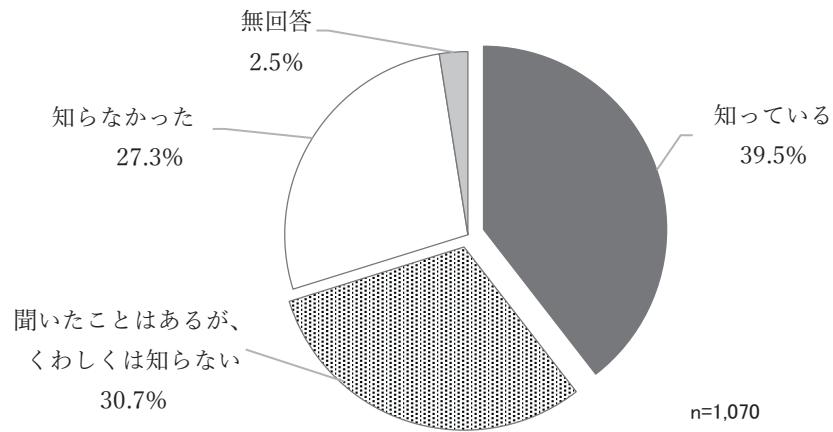


図 「那覇市パートナーシップ登録」制度の認知度

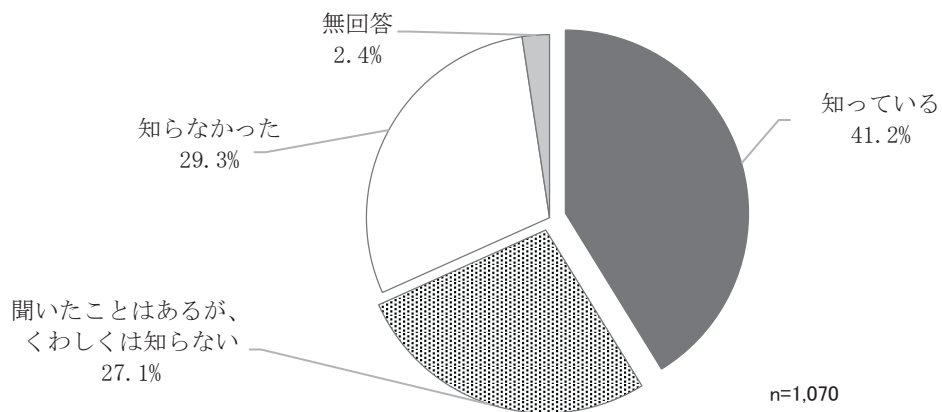
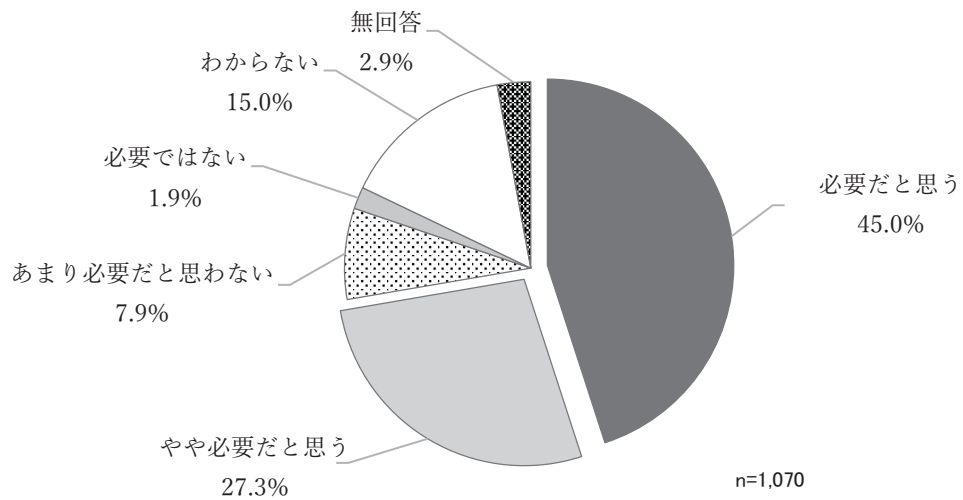


図 性の多様性を認め合う社会づくりの必要性



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策】

①レインボーなは宣言の周知・普及

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の周知と理解の促進 多様な性を理解するための小冊子やポスター、また支援を表明するグッズ等の作成・配布、講演会、研修、法律相談、当事者団体からの聞き取り等を行い、性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を、広く市民等へ周知し、理解の促進に努めます。	平和交流・男女参画課	市の広報紙、ホームページ、SNS、センター講座、パンフレット等による意識啓発・情報提供、講演会、研修、法律相談、当事者団体からの聞き取り等の実施	80
◎「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）の周知と理解の促進 性のあり方は人権として尊重されるという本市の姿勢を、広く市民等へ周知し、理解を深めてもらえるよう取り組みます。	秘書広報課	市のホームページや広報紙、SNS等での情報提供	81

②那覇市パートナーシップ登録に関する取組の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎那覇市パートナーシップ登録制度に関する取組の推進 レインボーなは宣言を受け、2016（平成28）年7月に開始した「那覇市パートナーシップ登録」制度の周知や、関係部署・機関との連携及び協力体制の構築を進めます。 また、パートナーシップ登録者への意識調査を実施し、よりニーズにあった、利用しやすい制度の構築・施策の展開を図ります。	平和交流・男女参画課	パートナーシップ登録制度のさらなる周知・情報提供のため、センター講座、法律相談等を実施 庁内外の関係部署や機関との連携及び協力体制づくりと庁内研修の実施 パートナーシップ登録者への意識調査の実施	82

③多様な性に関する相談・情報提供の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎多様な性に関する相談体制・事業の充実 多様な性に関する相談専用の窓口設置に向け、調査・研究を進めます。また、関係機関と連携・協力しながら、利用可能な機関及び情報の収集・提供や法律相談会の開催等も行います。	平和交流・男女参画課	専用相談窓口設置に向けた調査・研究、講座の開催、法律相談会の実施等	83

④多様な性を生きる人への職場環境の改善や就労支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎フレンドリー企業の情報収集・支援 性の多様性を尊重する取組を積極的に実施している企業の情報収集・提供のほか、取組についての広報や企業への支援策について検討します。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報、支援策の導入に向けた検討	84

◎事業者の意識啓発のための支援策の検討・導入 市内事業者へ性の多様性の尊重についての意識啓発のための広報や、社内研修のための講師派遣等の支援施策に取り組みます。	平和交流・男女 参画課	広報、講師派遣等	85
◎求職者等に対する情報提供及び必要な支援 フレンドリー企業等の情報の提供や必要な支援策については、ニーズを把握した上で取組を検討します。 また、求職者への情報提供については、庁内関係部署と連携協力して実施します。	平和交流・男女 参画課	情報提供、ニーズ調査	86

⑤多様な性を生きる人への生活支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎交流会等の機会の提供 社会生活における当事者の孤立を防ぐとともに、同じ悩みや苦しみなどを持った人たちとの交流や支援者による情報共有及びコミュニケーションの機会を提供します。	平和交流・男女 参画課	レインボー交流会等の機会の提供及び開催支援や広報の協力	87
◎リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透 からだの性に関する戸惑いや疑問、性感染症等について多様性をふまえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報の提供を行います。	平和交流・男女 参画課	情報提供	88
◎性の多様性に留意した市民サービスの促進 公的書類については、必須ではない性別欄について見直しを行い、性の多様性に配慮した運用を促します。	平和交流・男女 参画課	庁内職員研修の実施、他自治体の取組や庁内関係部署への調査・研究、情報提供等	89



基本課題（２）多様な性を尊重する人権意識の啓発

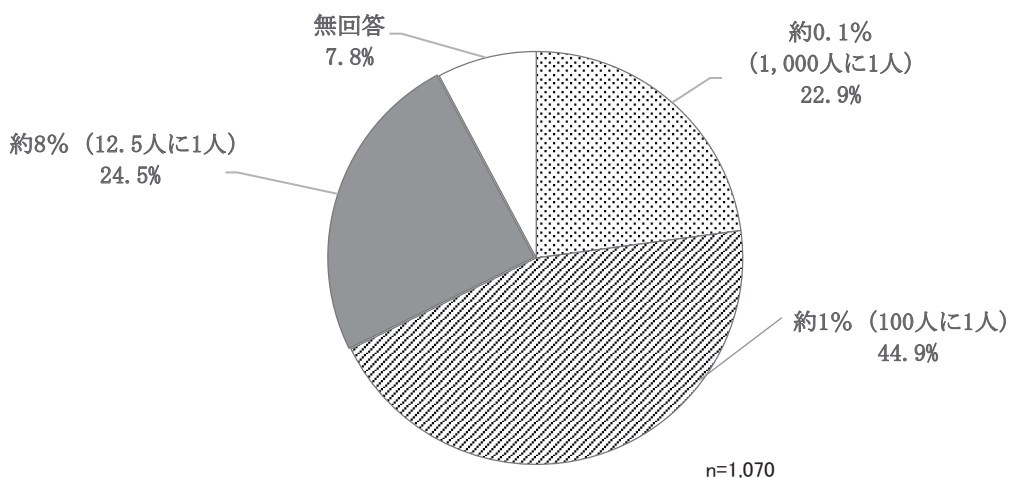
【現状と課題】

本市は、2015（平成 27）年に「レインボーなは宣言」を発表し、性の多様性の尊重につながる取組を進めていますが、多様な性を生きる人の生きづらさの軽減につながるような本市施策のさらなる展開や、「那覇市パートナーシップ登録」制度の活用策、市民・事業者への意識醸成につながる施策の拡充等を図る必要があります。未だに多様な性についての社会的認識や理解は進んでいるとは言いがたく、様々な場面において差別や偏見が存在しています。

このような現状を変えるには、長い時間をかけて、正しい知識や情報を広く市民・事業者・市職員等に周知し、意識の醸成、理解促進を十分に図ることが必要です。

※電通ダイバーシティ・ラボが実施した「L G B T調査 2015」によると、日本国内の多様な性を生きる人の人口比率は約 8 %となっているが、2017（平成 29）年度実施の「市民意識調査」においては、市民の認知度は 24.5%で、約 7 割の市民は「1 %以下」との回答だった。

図 L G B Tを含む性的マイノリティの人口比率の認知度



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

多様な性を尊重するための人権意識の醸成及び理解の促進のため、市のみならず、家庭や学校、企業等への情報提供や意識啓発を図るための各種施策の実施に努めます。

特に、学校現場においては、児童生徒が相談しやすい体制の構築について働きかけます。

【事業の方策】

①情報提供・意識啓発活動の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎多様な性に関する情報の集約・情報提供 多様な性について理解するための講座や研修の実施や、図書や行政資料、パンフレット、広報紙等の情報を収集し、提供します。	平和交流・男女参画課	センター講座、図書の閲覧や貸出、情報提供等	90

②市職員・教職員等の理解の促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市職員・教職員の理解を深めるための取組 市職員として、人権尊重の意識を持って市民サービスに取り組み、多様な性についての理解を深めるため、職員研修を実施します。 教職員として、人権尊重の意識を持ち、多様な性についての理解を深めるため、教職員向けに研修を実施します。	平和交流・男女参画課	職員研修	91
	人事課	職員階層研修時の講話、研修	92
	学校教育課	教職員研修	93

③学校における教育・学習の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎児童・生徒が性の多様性の理解を深めるための取組の推進 学校現場において、性の多様性を含め、意識啓発・理解を深めるための人権教育の実施や関連する情報の提供等を行います。	学校教育課	性の多様性に配慮し、人権侵害がないように内容を精査した上で、人権教育の実施	94
◎性の多様性が尊重される学習環境・職場環境の確保 学校の制服や更衣室等の性別に関する区分けの見直し等、児童生徒及び教職員の性の多様性が尊重される環境の確保に向けた情報提供等を行います。	平和交流・男女参画課	教職員や学校現場への研修等	95
◎性別に関する区分けの見直し トイレや更衣室などの利用方法を全体的に見直し、制服等、性別による区分けがされているものについて見直しを図ります。	学校教育課	区分けの見直し	96

④家庭や地域における啓発活動の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎家庭や地域における性の多様性の尊重への意識啓発 家庭や地域の活動において、性の多様性の尊重のために留意すべき事項等について、周知を図ります。	平和交流・男女 参画課	センター講座、情報提供	97
◎性の多様性の尊重に取り組む市民団体等の支援 多様な性を生きる上での問題点について、人権の観点から発信し、その解消を目指す市民活動を行う団体やグループへの支援を行います。	平和交流・男女 参画課	市民団体への事業支援として広報協力、センター学習室の貸出等	98

⑤職場における意識の醸成・理解の浸透

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎職場における関連法令・制度等の情報提供・周知 性の多様性に関する法令等の情報を集約し、庁内担当部署や関係機関、市内事業者等への情報提供・周知や広報依頼を行います。	平和交流・男女 参画課	情報提供、広報・周知依頼	99
	商工農水課		100
	人事課		101
◎多様な人材の雇用促進のための連携・支援 性別に限らず、多様な人材の雇用に関する情報や先進的な取組等の情報を集約し、提供します。	平和交流・男女 参画課	情報提供、広報・周知依頼	102
	商工農水課		103
◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女 参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104



基本課題（３）職場等におけるＳＯＧＩハラスメント等の根絶

【現状と課題】

2017（平成 29）年 1 月 1 日に施行された男女雇用機会均等に関する「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、ＳＯＧＩハラスメントについて記載されています。また、人事院規則 10－10「セクシュアル・ハラスメントの防止等」の適用においても、ＳＯＧＩハラスメントに関する記載があります。

2019（令和元）年 5 月 27 日に職場のパワハラ防止を企業に義務づける「パワハラ関連法案（労働施策総合推進法の改正案）」が成立し、その付帯決議の中で、ＳＯＧＩハラスメントやアウティング*に対しても、企業に対策が義務付けられる方針となることが決議されました。

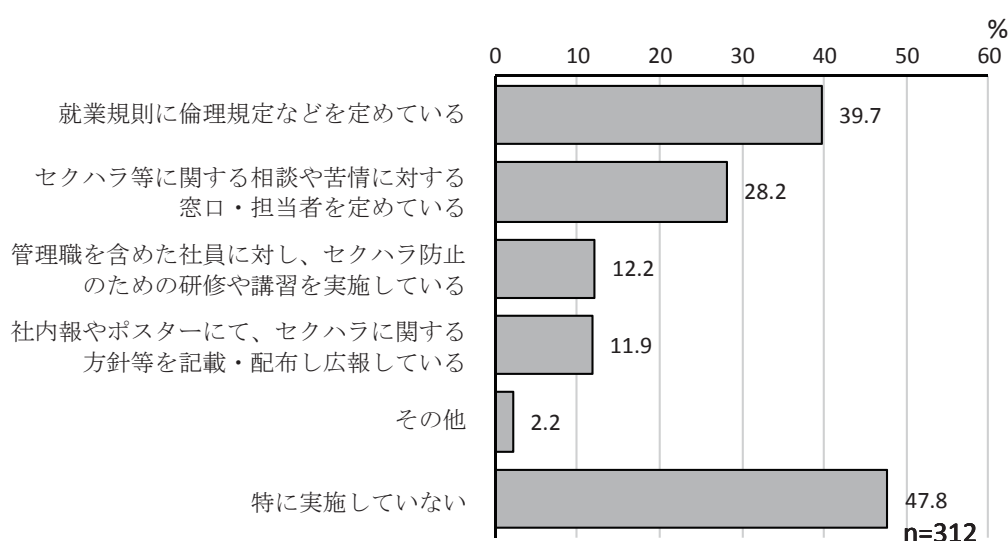
2017（平成 29）年度に実施した「那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査（以下「事業所意識調査」）」によると、セクシュアル・ハラスメントについては「よく知っている」が 70.8%、「少し知っている」が 25.3%と、ほとんどの企業において認知されています。

一方、セクハラ防止の取組については、「特に実施していない」が 47.8%と、ほぼ半数を占めています。表面化されていない事案も懸念されることから、就業規則や倫理規定などに明文化するなど、関係法令の周知徹底や、企業・労働者の人権尊重意識の醸成につながる取組が求められます。

このような状態においては、ＳＯＧＩハラスメントについては、そもそもの周知が強く求められるところです。

さらに、日本ではハラスメントに関する法律は職場に限定されています。しかし、学校でのハラスメントも深刻です。本市は、学校におけるＳＯＧＩハラスメント防止にも取り組んでいきます。

図 事業所においてセクシュアル・ハラスメント防止のために取組んでいること



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

学校や職場等におけるセクシュアリティに基づく差別やハラスメントの根絶のため、情報提供の他に、授業やセンター講座、研修等で、ハラスメントへの認識を深めてもらうことが重要です。

また、家庭や学校における人権教育や、事業者においては、雇用管理上、必要な措置等について各種法令等の遵守を推進していけるよう、情報提供や意識の醸成に取り組みます。

【事業の方策】

①学校におけるSOGIハラスメントの根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎SOGIハラスメント防止のための体制整備 教職員からのSOGIハラスメント、生徒間のSOGIハラスメントを防止するために、性の多様性への偏見・差別に配慮した人権教育・意識啓発のための授業の実施や情報の提供、相談窓口の設置、教職員研修などに取り組みます。	学校教育課	SOGIハラスメント根絶に向けた情報提供・広報周知、教職員研修、人権意識啓発のための授業	105
	教育研究所		106

②職場におけるSOGIハラスメントの根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎SOGIハラスメントの防止 事業所におけるSOGIハラスメントに関する就業規則の改正や相談窓口の設置などの雇用管理上の措置義務について周知・啓発を図ります。	平和交流・男女参画課	情報提供・広報周知、センター講座	107
	商工農水課	情報提供・広報周知	108
◎庁内におけるSOGIハラスメントの防止 庁内におけるSOGIハラスメントに関する就業規則の改正や雇用管理上の措置義務を果たします。	人事課	SOGIハラスメント相談対応、市全職員への研修実施	109

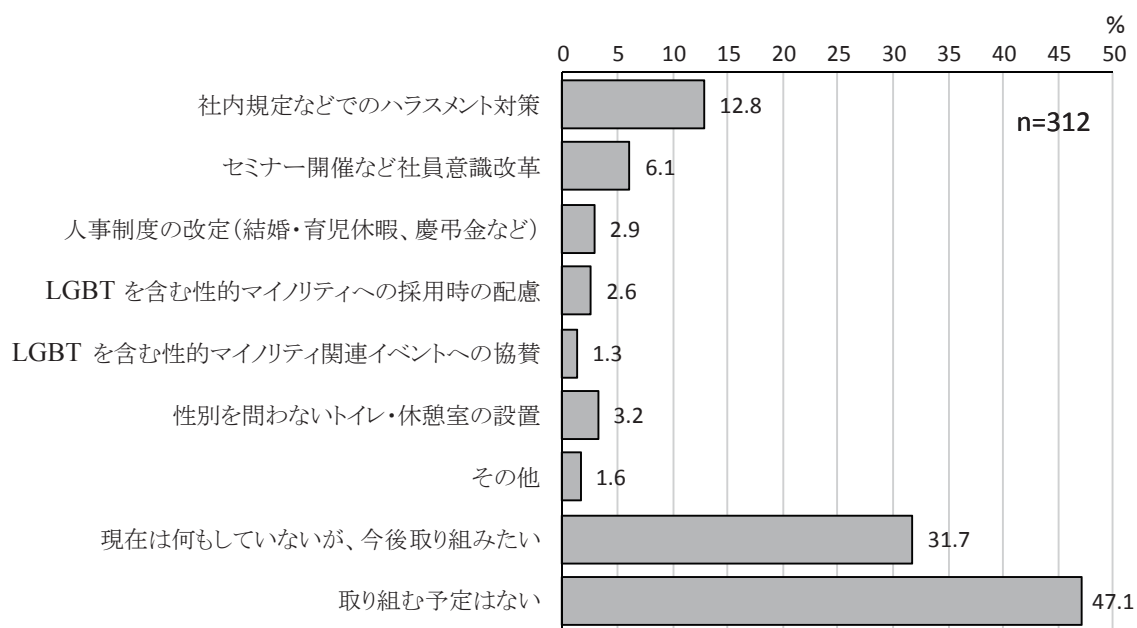
基本課題（４）性の多様性に配慮した環境整備

【現状と課題】

本市は、2015（平成 27）年 7 月の「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）以降、性の多様性に配慮した環境整備を進めていますが、市有施設等についても、未だ十分な状況ではありません。

学校においても、トイレや更衣室の整備などを進めていく必要があります。そのため、全ての人がそのセクシュアリティによってつらい思いをしなくてすむように、職場や学校の環境整備について、実態を調査・検討し、今後の学校を含めた市有施設の建設や修繕時には、配慮をしていきます。また、市内の企業や私立学校にも協力を依頼していきます。

図 事業所における L G B T を含む性的マイノリティに対する職場改善の取組み



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

市有施設や学校等において、不要な性別わけのない施設整備を検討し、民間企業や各種団体等へも関連情報の提供等、連携した取組を推進します。

また、市内事業者へ取組を導入し進めてもらうために、先進的な取組を行う企業・団体に対して、本市の支援策の検討を進めます。

【事業の方策】

①市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレや更衣室の設置促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレ等の促進 市有施設の整備にあたっては、だれでもトイレの設置や、案内板等を、性の多様性に留意したものにします。	管財課	市有施設の多目的トイレを、だれでも使えるトイレとして整備する	110
	建築工事課	今後整備する施設において、関係課と協議し、導入・設置を検討する	111

②学校における環境整備の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎市有施設における性別にとらわれない（だれでも）トイレ等の促進 学校施設の整備にあたっては、だれでも使えるトイレの設置など、性の多様性に留意したものにします。	施設課	性別に関係なく使用できる多目的トイレの整備	112

③企業への情報提供

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎性の多様性に関する職場環境整備に必要な情報の提供 L G B Tフレンドリー企業等が行っている先進的な取組・事業等の情報を集約し、市民・市内事業者へ提供します。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	113

④優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組をしている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104

基本課題（５）職場のダイバーシティ（多様性の受容）の推進

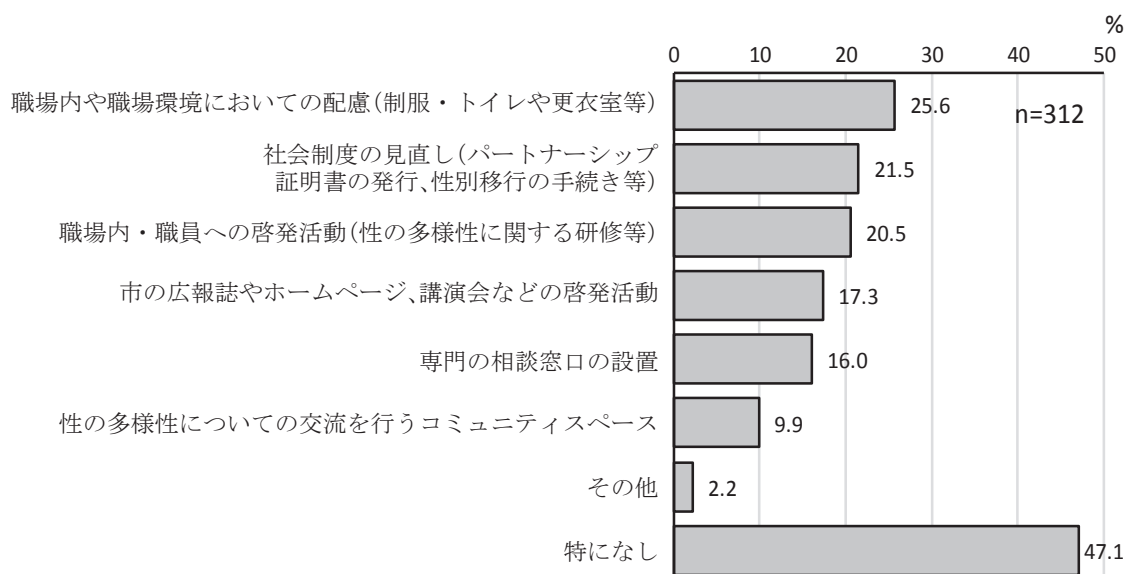
【現状と課題】

職場におけるダイバーシティの推進は、女性の活躍推進、男性を含めた働き方改革*、若者や高齢者の活躍支援、バリアフリー社会の実現等といった、これまでの取組に加え、L G B T等を含む多様な性を生きたる人等への対応等も含めた幅広い取組が求められます。

2017（平成 29）年度実施の「市民意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会づくりの必要性については「必要だと思う」が 45.0%と半数近い回答があり、「事業所意識調査」の回答と対照的な結果となっています。また、「やや必要だと思う」の 27.3%と合わせると 72.3%と、多数の市民が性の多様性を認め合う社会づくりが必要だと感じています。

また、「事業所意識調査」によると、性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組について、取り組んでいる回答事業所では、「職場内や職場環境においての配慮(制服・トイレや更衣室等)」が 25.6%となっていますが、「特になし」という回答が 47.1%と最も多くなっています。

図 性の多様性を認め合う社会をつくるために必要な取組について



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画社会に関する事業所意識調査」

【事業の方策の方向性】

世界的な潮流や全国の動向を踏まえ、市内事業者へ関連法令や制度、先進的な企業の取組についての情報提供や、すでに取り組を進めている優良企業への市の支援策を検討し、推進します。

【事業の方策】

①事業者へ関連法令・制度等の情報提供・周知

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎職場における関連法令・制度等の情報提供・周知 性の多様性に関する法令等の情報を集約し、庁内担当部署や関係機関、市内事業者等への情報提供・周知を行います。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	114

②多様な人材の雇用促進のための連携・支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎多様な人材の雇用促進のための連携・支援 性別に限らず、多様な人材の雇用に関する情報や先進的な取組等の情報を集約し、提供します。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	102

③優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104

基本目標３ ワーク・ライフ・バランスの推進 (那覇市女性活躍推進計画)

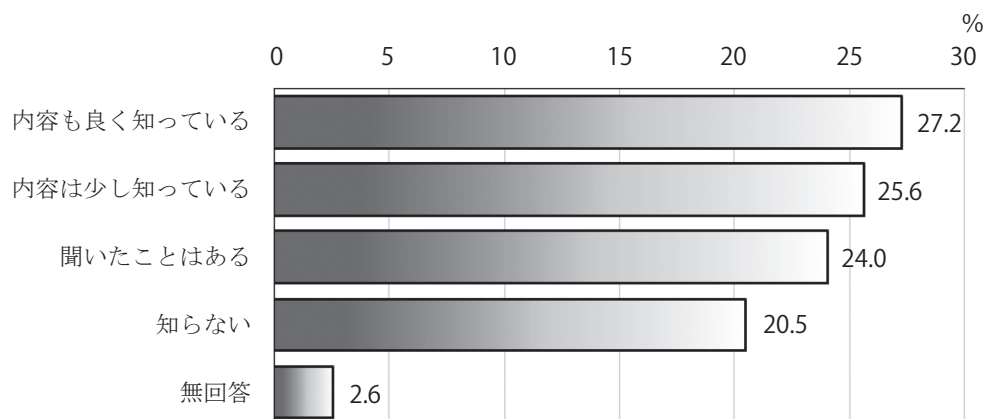
基本課題（１）ワーク・ライフ・バランスの意識啓発及び推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスの推進は、我が国においても重要な政策課題となっており、2017（平成 29）年度実施の「事業所意識調査」においても、「内容も良く知っている」、「内容は少し知っている」と回答した事業者は、全体の 52.8%と、約半数の事業者に認識されています。

これからは、労使双方が家庭と仕事を両立させるべく、働き方改革の実現に向け、事業所内でのポジティブ・アクション（積極的な改善措置）の取組の推進を図ることが重要であり、本市の支援施策が求められます。

図 那覇市内事業者のワーク・ライフ・バランスの認識について



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

女性がより自分にあった働き方が選択でき、安心して働き続けることができるよう、これまでの長時間労働の是正や休暇を取得しやすい職場環境づくり、同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善など、国が推進する働き方改革や女性の活躍推進に向けた意識改革のための意識啓発や、企業内でのポジティブ・アクションも含めた、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた取組の推進のためにも、本市の支援策について、検討を進めます。男性の働き方、ワーク・ライフ・バランスにも配慮します。

【事業の方策】

①長時間労働の是正を含めた働き方の改善の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進に向けた意識啓発 一人ひとりが自分にあった働き方が選択できるように、労働時間の短縮、男性の家事及び育児・介護に従事する時間の拡大、労働相談体制の充実など、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを推進していきます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	115
◎市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 市職員が自分にあった働き方が可能となるよう、労働時間の短縮、男性の家事及び育児・介護に従事する時間の拡大等、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境をつくります。	人事課	業務体制の見直し、職員研修、情報提供	116

②職場環境整備のための事業者への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の活躍推進に向けた、企業の取組推進のためのインセンティブの検討・施策の実施 女性の力が十分に発揮できるよう、事業者にはポジティブ・アクションも含め、実施可能な施策を講じてもらうため、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、国・県・市におけるインセンティブ（公共調達・補助金）等の情報収集、検討を進めます。	商工農水課	情報提供、広報・周知、支援施策の検討	117

③育児・介護休暇取得の促進

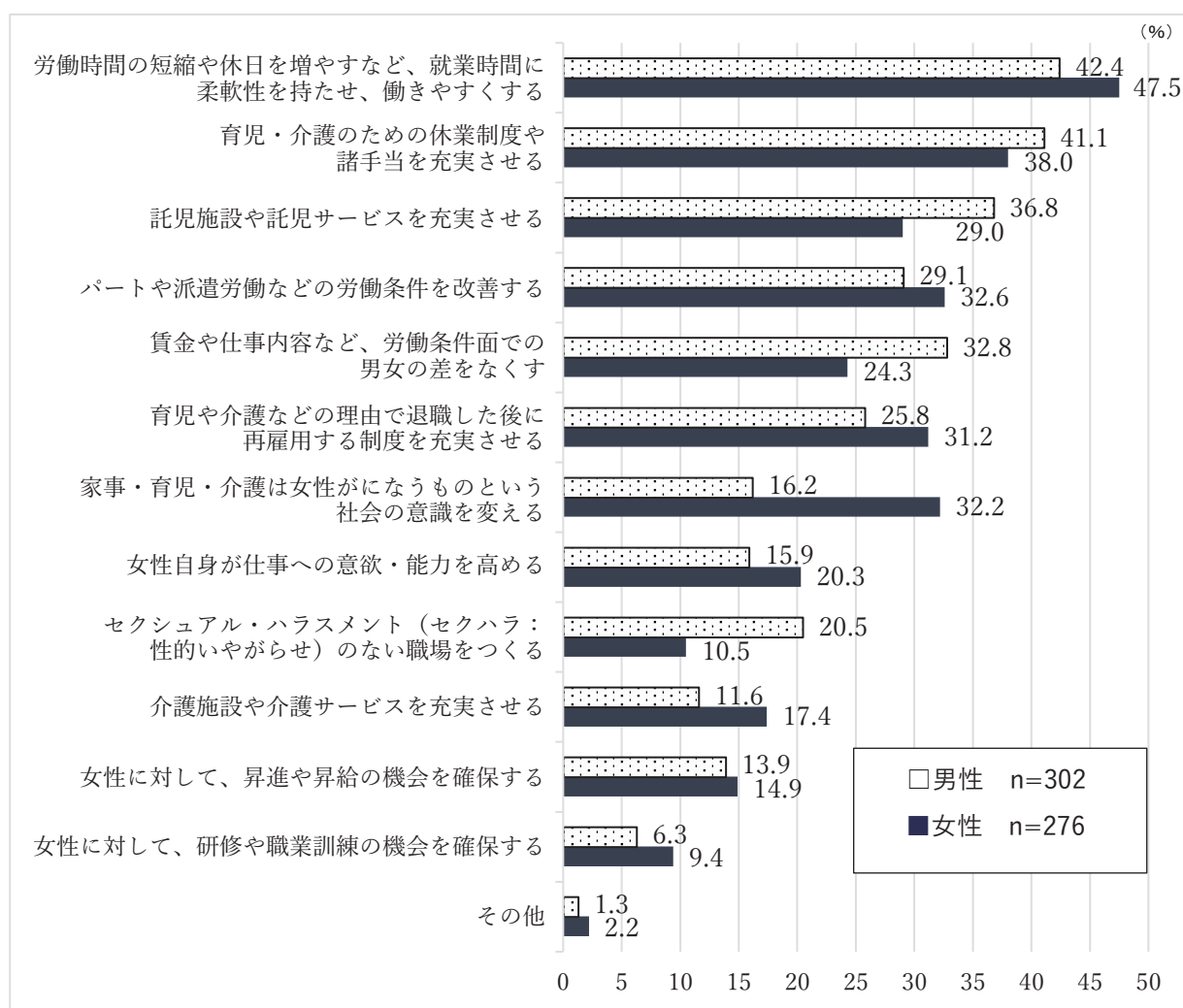
具体的施策	担当課	事業等	番号
◎育児・介護休業等制度活用の促進 育児・介護休業制度の活用について、市内企業も含めた取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。	平和交流・男女参画課	情報提供、実態把握、広報・周知	118
◎市職員の育児・介護休業制度活用の促進 育児・介護休業制度等の活用について、市職員の取得状況の実態把握とともに、制度の活用促進に取り組みます。	人事課	情報提供、市職員実態把握、広報・周知	119

④優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画*を策定し、先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。 また、「えるぼし認定*」、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」等、優良企業の情報を庁内へ提供し、入札やプロポーザルでの加点の検討や、各課で実施できる支援策について検討を進めてもらうよう、庁内関係機関へ働きかけます。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集・提供	104

■「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より ■

問 14 女性が仕事を続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか（○は3つまで）



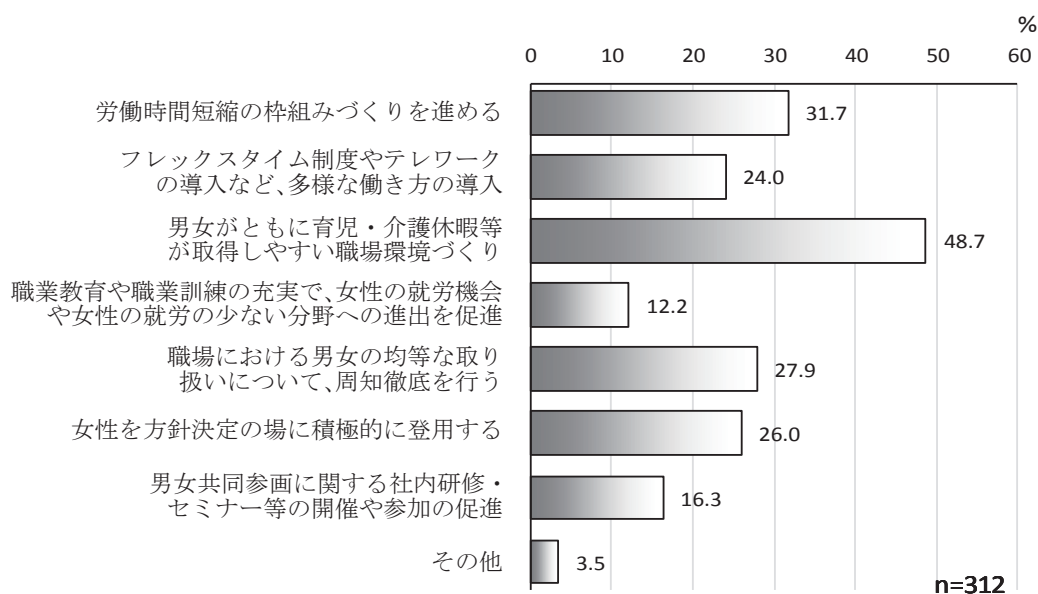
基本課題（２）家事・育児・介護など多様なニーズに対応した支援の拡充

【現状と課題】

2017（平成 29）年度実施の「事業所意識調査」によると、男女共同参画社会形成のための事業所の取組について、最も多かったのが「男女がともに育児・介護休暇等が取得しやすい職場環境づくり」で 48.7% となっています。

市内の小規模企業や中小企業においては、経営環境や人手不足等の影響もあり、育児や介護のための対応が厳しい現実があります。そのため、働く女性に限らず、男性も含め、家事・育児・介護を担うための社会意識の醸成や職場環境づくりは重要となっており、そのための施策の拡充が必要です。

図 男女共同参画社会を形成していくための事業所の取組



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

これまで家事・育児・介護の主たる担い手であった女性の継続雇用やスキルの向上、キャリアアップへとつなげていき、誰もが仕事や家庭生活・子育ての充実、地域活動等へ参加できる社会の実現を目指します。

そのために、各種休業制度の周知啓発や誰もが休暇を取得しやすい職場環境づくり、女性が出産・子育てを経ても継続して就労、または復職が可能となるよう、子育て支援や介護者支援、再就職や復職支援の充実・拡充を図り、それらを支える環境整備の推進にも取り組みます。

【事業の方策】

①出産・子育て支援の拡充

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎子育て支援のための教育相談等の充実 不登校や子どもの教育等に関し悩みを持つ児童生徒の保護者への相談体制を整備し、教育相談の充実に努めます。	教育相談課	相談室「はりゆん」	120
◎子育て支援のための育児相談、保育相談等の充実 乳幼児育児相談（ことば、しつけ、情緒、健康等）、家庭教育相談など、身近で相談や保育体験ができる体制を整備し、子育て支援の充実に努めます。	地域保健課	乳幼児健診事業、のびのび相談（発達相談）、親子教室の実施、電話・来所・訪問による相談	121
	子育て応援課	育児支援家庭訪問事業、子ども家庭総合拠点事業	122

②保育支援等の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎保育事業等の充実 社会環境の変化の中で様々な保育要望に対応するため、待機児童の解消をはじめ、延長、一時、病児・病後児、障がい児、預かり保育、育児サポートなどの充実を図ります。	こどもみらい課	地域子ども子育て支援事業	123
	障がい福祉課	日中一時支援事業	124
◎放課後の児童の居場所の充実 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの拡充を図ります。	こども政策課	放課後児童健全育成事業	125
◎障がいのある子どもへの支援 乳幼児から学齢期を通して、障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。 就学前の障がいや発達の遅れのある子ども及びその保護者への支援体制の充実を図ります。	地域保健課	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	126
	こども教育保育課（こども発達支援センター）	相談・訓練事業、児童発達支援、保育所等訪問支援、発達支援保育事業、地域支援事業	127

③介護者支援の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎介護保険事業の利用促進 介護保険利用者に、より質の高いサービスの提供が行われるよう、事業所連絡会の充実支援、福祉用具の適正な利用促進、住宅改修への適切な対応等を図ります。	チャージんじゅう課	介護保険事業（福祉用具購入、住宅改修等）	128

◎在宅高齢者の生活支援 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるように、軽度生活援助事業等の福祉サービスで支援します。	ちゃーがんじゅう課	軽度生活援助事業・外出支援サービス事業・老人福祉電話設置事業・食の自立支援事業・緊急通報システム事業・ふれあいコール事業・介護用品支給事業・家族介護慰労事業	129
◎介護への男性参加の意識の啓発 介護や看護が女性だけではなく、男女がともに担えるような条件整備と意識の啓発を図ります。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供	130
	ちゃーがんじゅう課	介護予防事業、介護予防リーダー養成講座、認知症介護家族向け教室の開催等	131
◎多様な在宅サービスの充実を実現するための関係団体との連携 市民がともに支えあう福祉のまちづくりを目指し、那覇市社会福祉協議会、那覇市民生委員・児童委員連合会等関係団体との支援・連携を図ります。	福祉政策課	福祉団体への団体運営補助金支給(那覇市社会福祉協議会、那覇市民生委員・児童委員連合会等)、地域福祉基金助成事業	132
◎障がい福祉サービスの充実促進 障がい福祉サービスの利用促進を図ることにより、介護者の負担を軽減し、日常生活・社会参加を支援するため、各種サービスの内容・情報や申請方法等について、広く市民への広報・周知に努め、必要な方には窓口等で利用を案内します。 また、さまざまな障がいに合った周知方法について、他自治体の先進的な取組を参考に、導入について検討します。	障がい福祉課	障害福祉サービス等給付事業、情報提供、広報・周知、広報・周知方法の検討	133

④環境整備の推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域包括支援センターの機能拡充・利用促進 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスの創設・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。	ちゃーがんじゅう課	地域包括支援センターの周知啓発、地域包括ケアシステムの構築、広報・周知、地域ケア会議事業、体制整備事業等	134
◎地域密着型サービス事業の充実促進 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、地域密着型施設（地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護等）の充実促進を図ります。	ちゃーがんじゅう課	地域密着型サービス事業	135
◎福祉施設等への措置 経済的理由及び環境的理由にて自宅での生活が困難な方のため、養護老人ホームへの措置入所を行います。	ちゃーがんじゅう課	老人福祉施設入所措置事業（養護）	136
◎認可外保育施設の支援 認可外保育施設の実態を把握し、児童が安全に健やかに過ごせるように保育内容に関する研修実施、助言を行うとともに、給食費、保育材料費、健診料の補助事業など、支援策の充実に努めます。	こども教育保育課	保育等支援事業	137
	こどもみらい課	新すこやか事業	138

基本課題（３）地域活動への参画の促進

【現状と課題】

2018（平成30）年度第23回「那覇市民意識調査報告書」によると、31.7%の市民が自治会や通り会等へ「参加している」と回答していますが、経年的に減少傾向にあり、自治会加入者の高齢化も進んでいます。自治会等へ加入していない理由の中には、「地域コミュニティがない」、「（転入者等への）勧誘が無い」といった地域事情もあるため、本市では、それらの解消に向け、小学校区まちづくり協議会の設立を市内各小学校区へ拡大すべく、取組を進めています。

地域の課題としては、「防犯に関する取組」、「一人暮らしのお年寄りへの支援」が多く、また、本庁地区、小緑地区では「防犯に関する取組」、真和志地区、首里地区では「一人暮らしのお年寄りへの支援」が最も高くなっており、各地域に応じた課題解決のための支援が必要です。

【事業の方策の方向性】

地域は、家庭とともに最も身近な生活の場であり、子育てや介護の他、昨今では、防災・防犯の面においても、地域が重要な役割を担っています。

性別や年齢、国籍等を問わず、地域のことは、地域住民が主体となって地域活動へ参画することが、男女共同参画社会の実現にとっては不可欠です。我が国は少子高齢化社会に直面しており、地域の役割はより一層重要性を増しています。

そのため、地域活動への参画を推進するための支援やリーダーの人材育成等を推進します。

また、様々な人が地域活動へ参加できるような働きかけも行います。

【事業の方策】

①性別・世代を超えた政策・方針等の策定

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動への参加促進 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず誰もが参加しやすい環境をつくり、地域課題解決に向けた政策・方針等の策定に多くの市民が関われるよう、推進します。	まちづくり協働推進課	なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等	139

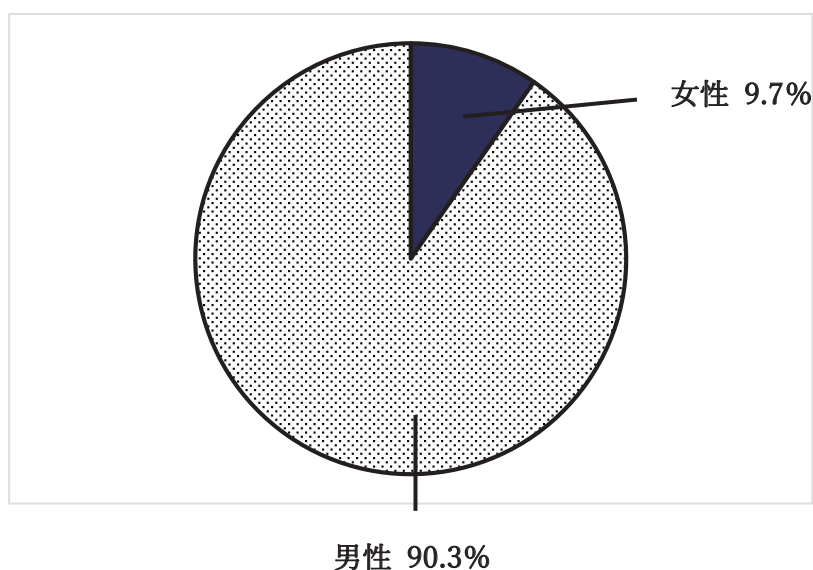
②地域活動における性別役割分担意識の解消

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎地域活動への参加促進 自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場に、性別・世代を問わず、誰もが参加しやすい環境をつくれます。	まちづくり協働推進課	なは市民協働大学・なは市民協働大学院・那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業・校区まちづくり協議会支援事業等	139

③地域活動におけるリーダー支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域活動を担うリーダーの養成 市民活動・生涯学習の場において、那覇市、関係団体、NPOなどが行う、地域活動を担うリーダーの育成事業を支援します。	まちづくり協働推進課	なは市民活動支援センター講座事業、なは市民協働大学・なは市民協働大学院	140
	生涯学習課	社会教育団体等への支援	141
	健康増進課	食生活改善推進員活動	142
◎女性の視点を取り入れた「まちづくり」の推進 性別を問わず、まちづくりに関する活動をしているNPOや市民団体で活躍する市民を人材リストに登録し、関連する審議会や委員会等へ情報を提供していきます。	まちづくり協働推進課	人材データベース事業、関係機関・団体との連携	143

■ 那覇市 自治会長における女性の割合 （2019年6月17日時点） ■



女性	15 人
男性	140 人

資料提供：那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課

基本目標 4 あらゆる分野への女性の活躍推進 (那覇市女性活躍推進計画)

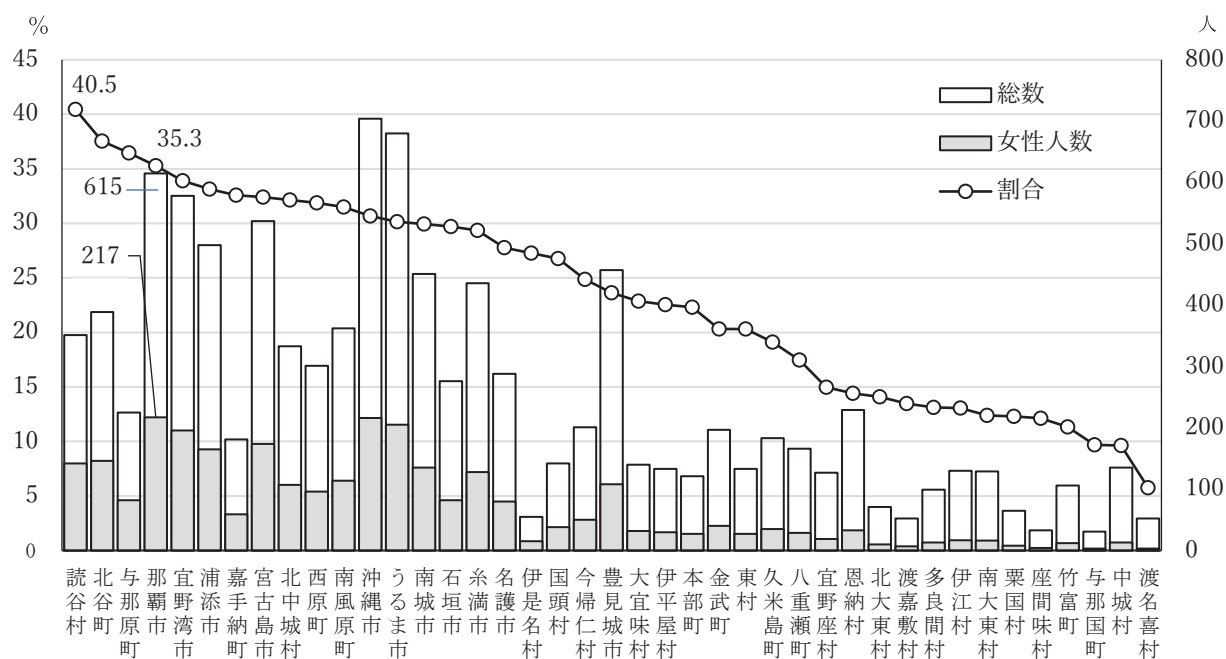
基本課題（１）政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

本市の男女共同参画計画の取組により、政策・方針決定の場における女性の登用状況は改善されつつあります。

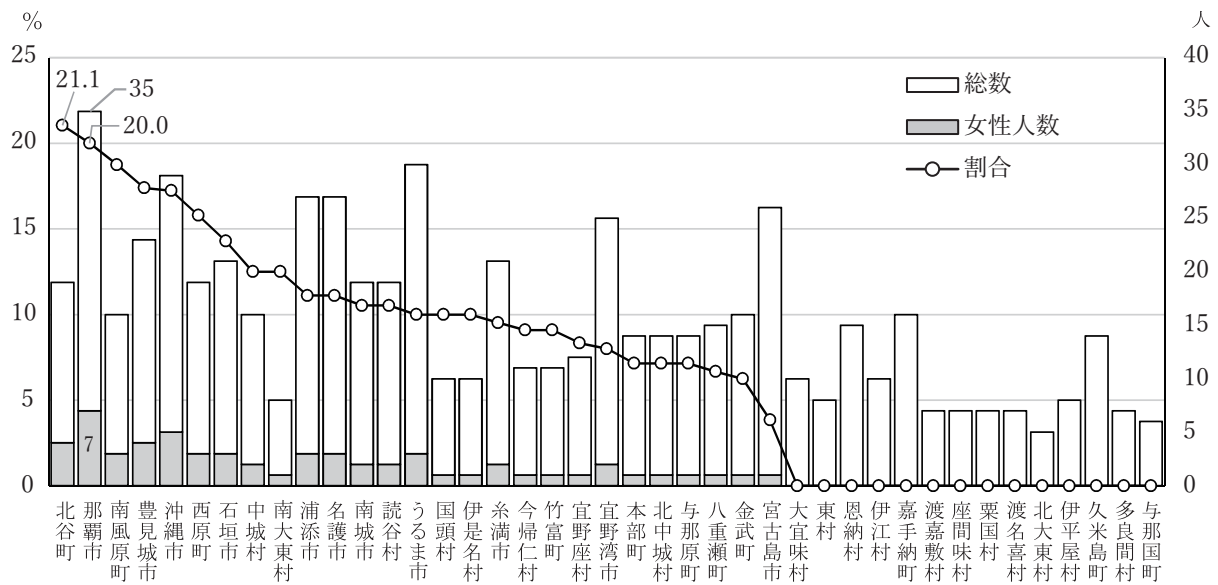
2017（平成 29）年 4 月時点の各種審議会等における女性の登用状況は、本市は 35.3%と、県内市町村の中では第 4 位と上位ですが、男女いずれか一方の委員の割合が 40%未満にならない委員会等の割合は、2017（平成 29）年度の当初の目標であった 60%のところ、実績は 42.2%、女性ゼロの審議会等の解消については、2017（平成 29）年 4 月時点は 8 件となっており、引き続き、取組を進めていくことが必要です。

図 沖縄県内市町村における審議会等の女性の登用状況



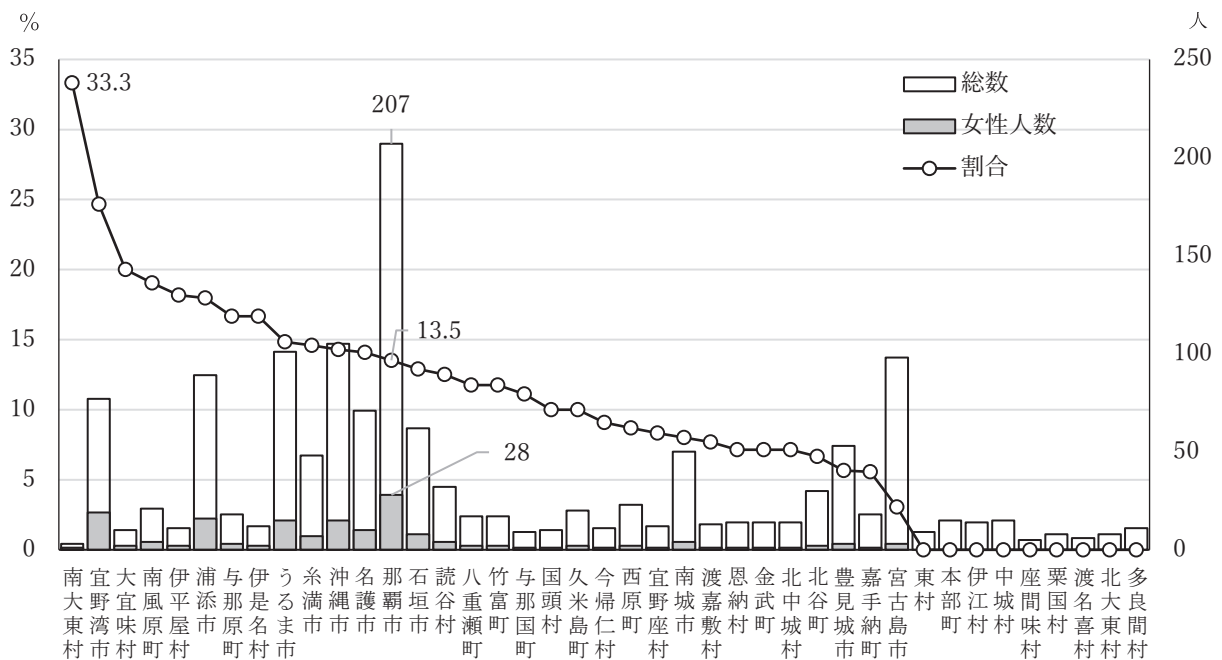
出典：沖縄県「平成 29 年度市町村における男女共同参画の状況」

図 沖縄県内市町村における市町村議会の女性議員の割合



出典：沖縄県「平成 29 年度市町村における男女共同参画の状況」

図 沖縄県内市町村における女性管理職在職状況の割合



出典：沖縄県「平成 29 年度市町村における男女共同参画の状況」

【事業の方策の方向性】

女性の政策・方針決定の場への参画推進には、家庭における女性の家事・育児・介護等の負担軽減のための取組や体制整備の他、職場における長時間労働の解消などの男性中心型労働慣行等の課題解決が重要です。特に、経営者等の働き方改革への理解の促進と、企業内での取組の推進を図ることが、企業や社会における意識の改革につながり、性別を問わず、誰もが能力を十分に発揮し、活躍できる社会が醸成されます。女性の活躍を推進するため、企業のみならず、政治やこれまで女性の少なかった分野への審議会等への女性登用の促進等、女性の参画を促すための取組を進めます。

【事業の方策】

①審議会等への女性の参画推進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎那覇市審議会等委員への女性登用促進 男女いずれか一方の委員の割合が40%未満にならないようにすることを目標とし、女性委員ゼロの審議会等の解消に努めます。	平和交流・男女参画課	那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱の推進	144
◎「那覇市環境基本条例」の理念に基づき、女性の視点を入れた「まちづくり」の計画や実施 環境問題全般への取組において、企画段階から女性の意見を取り入れることができるよう、推進していきます。	都市計画課	都市計画審議会、景観審議会、都市デザイン・アドバイザーへの積極的登用	145
	環境政策課	環境基本条例第21条により設置された「那覇市環境審議会」での女性委員の登用	146

②本市における女性管理職の登用率向上への取組の促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性職員の政策決定過程への参画を促進する 本市の政策立案に大きく関わり、責任のある立場に立つ管理職への積極的な女性登用及び女性登用率を高めるため、男女平等の視点に立った意識啓発につながる情報提供や周知活動、人材育成のための学習プログラムや研修などを実施します。	平和交流・男女参画課	職員研修、情報収集・提供	147
	人事課	職員研修、県外派遣研修、主査・主幹級を含めた積極的な登用	148

③女性役員・役職等リーダーがいる企業・団体への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の人材育成の推進 あらゆる分野における女性の政策決定過程への参画を促進するため、人材育成のための適切な学習・訓練・研修機会を確保します。また、国内外の女性の政治や社会への参画の実態や女性活躍を推進する制度などの情報を収集し、提供します。	平和交流・男女参画課	那覇市男女共同参画研修参加費補助金、関連図書や資料・情報の提供、広報・周知	149

◎女性管理職・リーダーの人材育成支援 あらゆる分野における女性の政策決定過程への参画を促進するため、人材育成のための適切な学習・訓練・研修機会を確保します。	商工農水課	女性管理職・リーダーの人材育成関連情報の提供	150
◎女性の政策方針決定過程への参画を推進するための情報の収集と提供への協力 世界・国内の女性の政治や社会への参画の実態や女性活躍を推進する制度などの情報(書籍、資料等)を収集し、市民の利用に供します。	図書館	関連図書や資料・情報の提供	151
【再掲】 ◎意識・実態調査による実態把握・施策展開 男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査を定期的に行い、市民並びに事業所の実態把握とニーズに合った施策展開を図ります。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査(5年ごと)	1

④女性の政治への参画促進

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性議員を増やすための環境づくり 女性議員の割合を高めるための意識啓発講座やシンポジウム等の開催、女性の政治参画に関する国内外の情報を収集し、情報提供や広報・周知活動を促進します。	平和交流・男女参画課	センター講座やシンポジウム等の開催、情報提供、広報・周知	152
◎政治分野における男女共同参画推進への取組の推進 2018(平成30)年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、本市において必要な施策の策定や実施について、庁内関係部署へ、クォータ制*等の情報の提供や実施に向けた取組への働きかけを行います。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知	153

⑤男女共同参画に関する総合的な情報発信

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎男女共同参画関連施策等の総合的な情報発信 なは女性センターのWebサイトやセンターだより等の情報発信に関する広報等を強化・拡充します。	平和交流・男女参画課	年に1回、市広報紙「なは市民の友」に特集記事を掲載	154
	秘書広報課		155



基本課題（２）男女均等な雇用機会と待遇の確保

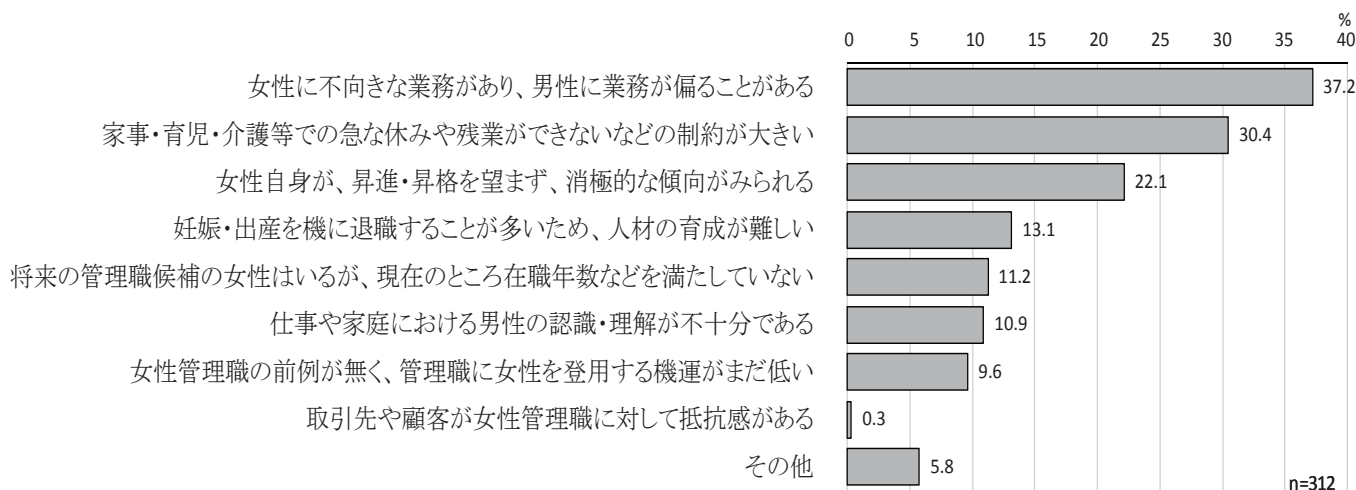
【現状と課題】

性別で差別されることなく、働く女性が個人の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することはきわめて重要です。男女雇用機会均等法では、募集・採用時、配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇などにおいて、性別を理由に差別的に取り扱うことを禁じていますが、女性には未だ多くの課題が残されたままです。

同法は、2017（平成 29）年に、事業主が職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を適切に講じなければならない旨改定されました。市内事業主へ関係法令等の遵守や、SOGI ハラスメントやパワハラも含めた、各種ハラスメントへの防止措置を適切に講ずるなど、男女均等な雇用の確保のための職場環境整備に向けた意識啓発・周知徹底に努めていく必要があります。

また、職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法は 2019（令和元）年 5 月 29 日の参院本会議で賛成多数により可決、成立しました。

図 事業所において女性の労働環境として課題となっていること



出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

男女雇用機会均等法により、性別による差別が禁止されていることや、事業主が講ずべき各種ハラスメント防止措置等、市内事業者への周知啓発を図ります。また、女性の能力を最大限に活かすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠であることから、女性差別撤廃条約や女性活躍推進法の周知・啓発とあわせて、企業への促進施策に積極的に取り組みます。

【事業の方策】

①男女雇用機会均等法等の広報・啓発

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎事業主等に対する男女雇用機会均等法等の周知啓発 国・県、関係機関と連携して、就労上の女性差別見直しのため、市内事業所へ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の関係法令やポジティブ・アクションの理解を深め、事業所内で推進してもらうよう、働きかけます。	平和交流・男女参画課	センター講座・研修・シンポジウム等、情報提供、広報・周知	156
◎事業所における労働関係法令遵守の実態把握 市内事業所における労働関係法令の遵守の実態を把握するとともに、関係法令の周知徹底を図り、制度導入について関係機関と連携を図りながら啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	男女共同参画に関する市民・事業所の意識・実態調査（５年ごと）、情報提供、広報・周知	157

②同一労働・同一賃金制度への意識啓発や体制整備への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎パートタイム労働者に対する、社会保障制度の周知や待遇改善に向けた意識啓発・体制整備への支援 適切な労働条件の確保及び福利厚生の充実など、雇用管理の改善を図るための必要な措置を講ずるよう、法の遵守及び啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知	158

③女性のライフステージにあったキャリアデザインの支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の就業・起業への支援 女性が、出産や育児などで一時的に就労の場を離れていても、再就職を望む場合に就労支援や技術習得のための講座の実施、また、起業に際しての情報提供や講座等を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	159
◎生徒・学生への生涯設計、男女共同参画の理念に基づく職業意識の啓発 男女共同参画の視点に立って、生徒・学生一人ひとりの勤労観や職業観を育て、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業、なは産業支援センター育成支援事業、那覇市ITインキュベーター施設運営事業	160

基本課題（３）多様で柔軟な働き方・就労の促進

【現状と課題】

2017（平成 29）年度実施の「事業所意識調査」では、市内の 1 事業所あたりの女性の平均正社員数は 12.8 人で、男性社員の 28.2 人の半分にも満たない結果となっています。そのうち、管理職は男性 5.4 人に対して女性は 1.2 人、役員では男性 2.6 人に対し女性は 0.6 人と、ともに大きく下回っています。

一方、非正規社員は女性 8.3 人で、男性の 6.6 人を上回っています。女性が多様で柔軟な働き方を実現するためにも、正社員、管理職、役員における女性登用率の向上が重要です。

表 市内事業所における 1 社当たり平均人数

単位：人

	正社員	うち管理職	非正規社員	役員	合計
女性	12.8	1.2	8.3	0.6	21.6
男性	28.2	5.4	6.6	2.6	37.2
男女計	40.9	6.6	14.9	3.1	58.8

出典：那覇市「平成 29 年度那覇市男女共同参画に関する事業所意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

女性の正社員への登用や、育児や家事への男性の参加を促進するなど、女性が働きやすい環境の整備や、出産・育児により休職後の職場復帰の支援やフォロー、キャリア教育の充実等につながる支援に取り組めます。

【事業の方策】

①女性の就業・起業・再就職支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎女性の職業選択肢を広げるための幅広い情報提供の強化 女性があらゆる分野の職域に進出できるよう、国内外の取組についての情報の収集・提供に努めます。 また、関係機関と連携しながら、広く市民・事業所への周知啓発活動を実施します。	平和交流・男女参画課	情報収集・情報提供	161

【再掲】 ◎女性の就業・起業への支援 女性が、出産や育児などで一時的に就労の場を離れていても、再就職を望む場合に就労支援や技術習得のための講座の実施、また、起業に際しての情報提供や講座等を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	159
--	-------	----------------------	-----

②高齢者への就業等支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者の社会参画の促進及び就業等自立の促進 高齢者が、積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、趣味・文化活動、生涯学習及び発表の場・交流機会の充実などの活動を活かした就業等自立促進を支援し、経済的安定が図れるようにします。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	162
	ちゃーがんじゅう課	老人福祉センター・老人憩の家事業、福祉バス運行事業、老人クラブ助成金、地域ふれあいデイサービス事業、ちゃーがんじゅうポイント制度、生活支援サポーター	163
◎高齢者の雇用の促進 高齢者が協働、共助しあい、就業を通して生きがいづくりや社会参加を図る公益財団法人シルバー人材センターに対し、事業補助や相談指導等を行います。	ちゃーがんじゅう課	シルバー人材センター運営補助	164
◎若者と高齢者の世代間交流と協働の支援 高齢者を、常に支えられる立場として位置づけるのではなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として考え、世代を超えた交流・協働を図ります。保育園児やこども園児と高齢者との交流を促進します。	こども教育保育課	地域ふれあいデイサービスへの場提供・交流、お招き会等の園行事交流	165
	福祉政策課 (総合福祉センター)	那覇市社会福祉協議会運営の金城老人憩の家、金城児童館、ボランティアセンター等における高齢者や児童・生徒等の交流事業	166

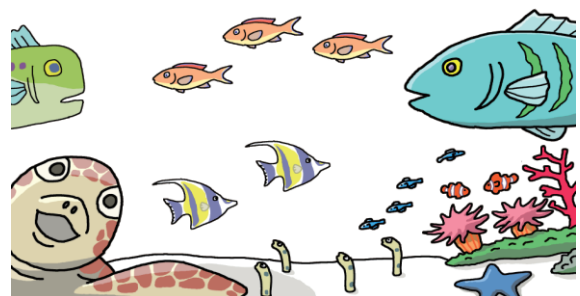
③障がい者への就業等支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障がい者の社会参画の促進及び就業等自立の促進 障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの提供主体が市町村に一元化され、あわせて、一般就労への移行推進についても市町村事業となったため、障がいのある方が積極的に社会参加して、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労機会の拡大や福祉サービスの充実と利用促進を図り、社会的環境整備に努めます。	障がい福祉課	那覇市障がい者就労支援センター事業、障害福祉サービス等給付事業、移動支援事業	167

【再掲】 ◎障がい福祉サービスの充実促進 障がい福祉サービスの利用促進を図ることにより、介護者の負担を軽減し、日常生活・社会参加を支援するため、各種サービスの内容・情報や申請方法等について、広く市民への広報・周知に努め、必要な方には窓口等で利用を案内します。 また、さまざまな障がいに合った周知方法について、他自治体の取組を参考に、導入について検討します。	障がい福祉課	障害福祉サービス等給付事業、情報提供、広報・周知、広報・周知方法の検討	133
【再掲】 ◎障害者差別解消法の広報・周知と取組の推進 2016（平成 28）年 4 月施行の「障害者差別解消法」の市民・事業者・市職員への周知を徹底し、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供を推進していきます。 また、本市では、障がいのある方に配慮した窓口対応、通知や書類・広報、庁舎内の環境整備と、市職員の合理的配慮についての意識啓発を推進していきます。	障がい福祉課	広報・周知、情報提供、庁内における「合理的配慮」に関する取組の推進	61

④優良企業への支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
【再掲】 ◎優良企業の支援制度の検討 先進的な取組を行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討します。	平和交流・男女参画課	支援策や評価制度の導入に向けた調査・検討、情報収集	104
	法制契約課	総合評価落札方式等企業の技術力を評価する入札制度において、女性技術者の雇用を実施している企業への加点の検討等	168



基本目標 5 暴力のない社会づくり (第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援に関する基本計画)

基本課題 (1) あらゆる暴力の根絶

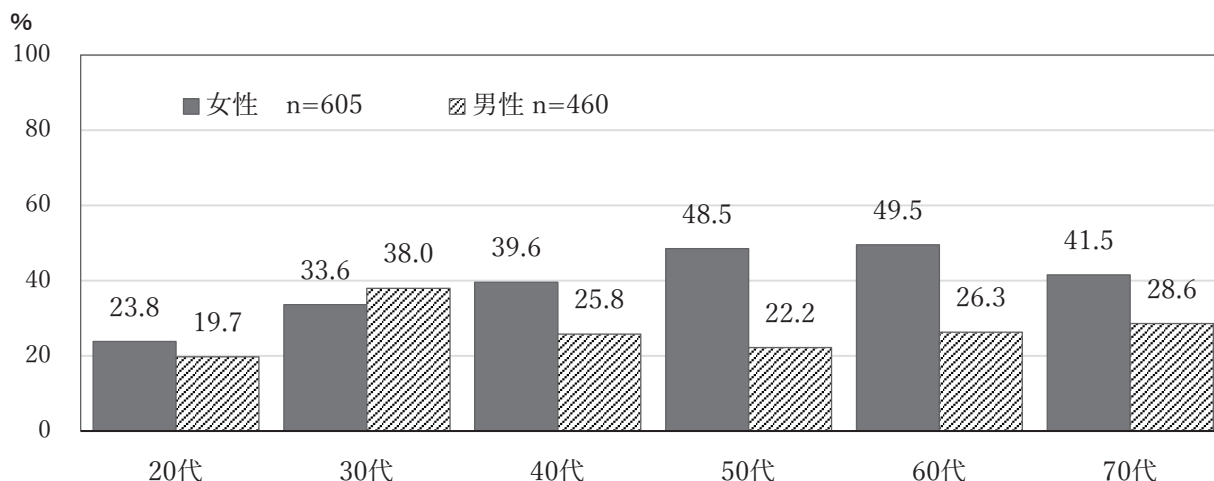
【現状と課題】

2001（平成13）年に制定された「DV防止法」が2007（平成19）年に改正されたことにより、市町村は基本計画の策定に努めなければならないとされたことを受け、2013（平成25）年度に県内初となる「那覇市DV防止計画」を策定しました。

「那覇市DV防止計画」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における基本計画」であり、DV被害者の安全と安心に配慮し、「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ための総合的なDV対策をとりまとめた計画で、本市の男女共同参画計画と連動し、これまでもDV防止施策に取り組んできましたが、状況はあまり変わっていません。

本計画においては、本市の「第2次DV防止計画」も包含し、「暴力はいかなる場合でも許されない重大な人権侵害である」という観点から、DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶を目指すものとします。

図 (性別・年代別) 何らかのDVを受けた経験がある人の割合



出典：那覇市「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査結果」

【事業の方策の方向性】

DVや性暴力、ハラスメント等のあらゆる暴力が人権侵害であることについて、市民の理解を深め、意識を高めるため、市民・事業者の意識醸成につながる取組を推進します。また、被害者へは各関係機関・部署と迅速に連携・連動した被害者支援の体制構築を進めます。あわせて、各相談窓口や施設、支援制度等について、市民・事業者への情報提供や広報周知、職場内のあらゆる差別・ハラスメント等の防止につながる情報の提供や取組を促進します。

【事業の方策】

①女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎「DV防止法」の周知徹底・意識啓発 なは女性センターでは、DVなどのあらゆる暴力の根絶のため、市民へ意識啓発を図るための情報提供・講座等（加害者にも被害者にも、傍観者にもならないための予防のプログラムなど）を充実させます。	平和交流・男女参画課	情報提供・広報・周知、センター講座	169
◎DV加害者への再発防止に向けた取組 DV加害者への再発防止に向けた情報の収集・提供に努めます。	平和交流・男女参画課	情報提供	170
◎DV被害者への支援強化 DVなどあらゆる暴力で悩んでいる女性を支援するため、女性相談所や警察、民間のシェルターなどの関係機関等とのネットワークづくりの促進に努めます。	平和交流・男女参画課	相談室（ダイヤルうない）、センター講座、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、ストップ・DV情報提供、各関係機関との連携	171
◎ストーカー行為等への対策の推進 ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるため、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じ、警察等関係機関と連携して迅速な対応・支援に努めます。	平和交流・男女参画課	相談室（ダイヤルうない）、法律相談	172
	ハイサイ市民課	住民基本台帳事務における支援措置	173
	市民生活安全課	市民相談、法律相談	174
◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置 外国人を含めた市民の相談窓口にて、必要な関係機関へつなぎ、関連情報の提供を行います。	市民生活安全課	市民相談、人権相談、法律相談	175
◎外国人の人権侵害につながる問題への取組、相談窓口の設置 外国人向けの相談窓口について、調査・研究し、設置の可否を検討します。あわせて、関連情報の収集・提供を行います。	平和交流・男女参画課	相談窓口の設置検討・情報提供	176
◎被害者への支援強化 DV・ストーカーなど、あらゆる暴力で悩んでいる配偶者等（外国人含む）の相談を受け、情報提供を行い、民間のシェルターや女性相談所、警察などの関係機関等と連携して支援を行います。	保護管理課	女性相談所、各関係機関との連携、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議	177

◎若年被害者に対する支援 公的機関・施設や民間支援団体と連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設へアプローチを行う仕組みを検討します。	平和交流・男女参画課	相談室（ダイヤルうない）、センター講座、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、ストップ・DV情報提供、各関係機関との連携	178
---	------------	---	-----

②子どもに対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎専門的・総合的な相談支援機能の充実 職員の資質向上のため内外の研修機会を活用するとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能の充実を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	179
◎児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立 意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、那覇市要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携強化	180

③高齢者に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実 高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じ、高齢者保護のための適切な措置を講じます。また、養護者（現に高齢者を擁護している者）に対する支援も行います。	チャージンじゅう課	地域包括支援センターやチャージンじゅう課での総合相談支援、高齢者虐待・予防の周知・啓発、関係機関との連携等	181

④障がい者に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎障がい者への虐待の防止 障がいのある人への虐待防止のため、関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる、那覇市障がい者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行います。	障がい福祉課	権利擁護推進事業、障がい者への暴力予防の周知啓発、関係機関との連携	182

⑤多様な性を生きる人に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎多様な性を生きる人のための人権侵害への相談窓口の設置、意識啓発活動 性的マイノリティを含め、さまざまなケースを認識し、その対応について取り組みます。 また、多様な性を生きる人の人権尊重についての意識啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	相談室「ダイヤルうない」、センター講座、情報提供、広報・周知、性の多様性を理解するための図書の収集・提供	183

◎多様な性を生きる人への人権侵害への相談窓口の設置、意識啓発活動 小・中学校における、多様な性を生きる人の人権尊重についての教育や意識啓発活動を実施します。 また、学校内で相談できるような体制づくりを推進します。	学校教育課	性の多様性を含めた人権教育、教職員研修、関連図書の情報収集・提供、相談体制づくりの推進	184
---	-------	---	-----

⑥ジェンダーに基づく、各種メディアにおけるあらゆる人権侵害の根絶

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎インターネットやSNS等における人権侵害根絶への取組 インターネットやSNS等における人権侵害の被害防止や啓発活動、学習機会や情報の提供及び相談対応等の支援、関係機関との連携に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、相談対応	185
	学校教育課	校長連絡協議会・教頭連絡会・生徒指導主事連絡協議会での情報提供	186

⑦性暴力・DV・ストーカー行為等防止の意識づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎あらゆる暴力の根絶を図るための意識啓発の充実 性暴力やDV、ストーカー行為などの根絶のため、市民へ意識啓発を図り、より理解を深めてもらうための講座の実施、情報提供、広報周知、図書の提供等に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知、図書の提供、思春期プログラムの提供	187

⑧セクシュアル・ハラスメントや他のあらゆるハラスメント防止への意識づくり

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎あらゆるハラスメント防止のための意識啓発の充実 セクハラやマタハラ、パワハラ、SOGIハラスメント等、あらゆるハラスメントの根絶に向け、市民・事業所への意識啓発を図り、より理解を深めてもらうための講座の実施、情報提供、広報周知、図書の提供等に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、広報・周知、図書の提供、思春期プログラムの提供	188
◎セクハラを含め、あらゆるハラスメントのない自由な職場環境づくりの推進 関係機関や他自治体等で参考となる研修プログラム等を参考に、一般職員・管理職等に対する実態に即した効果的な研修実施を図ります。 また、セクハラ等相談窓口の充実や相談員の資質向上に努めます。	人事課	職員及びセクハラ相談員研修、広報・周知	189

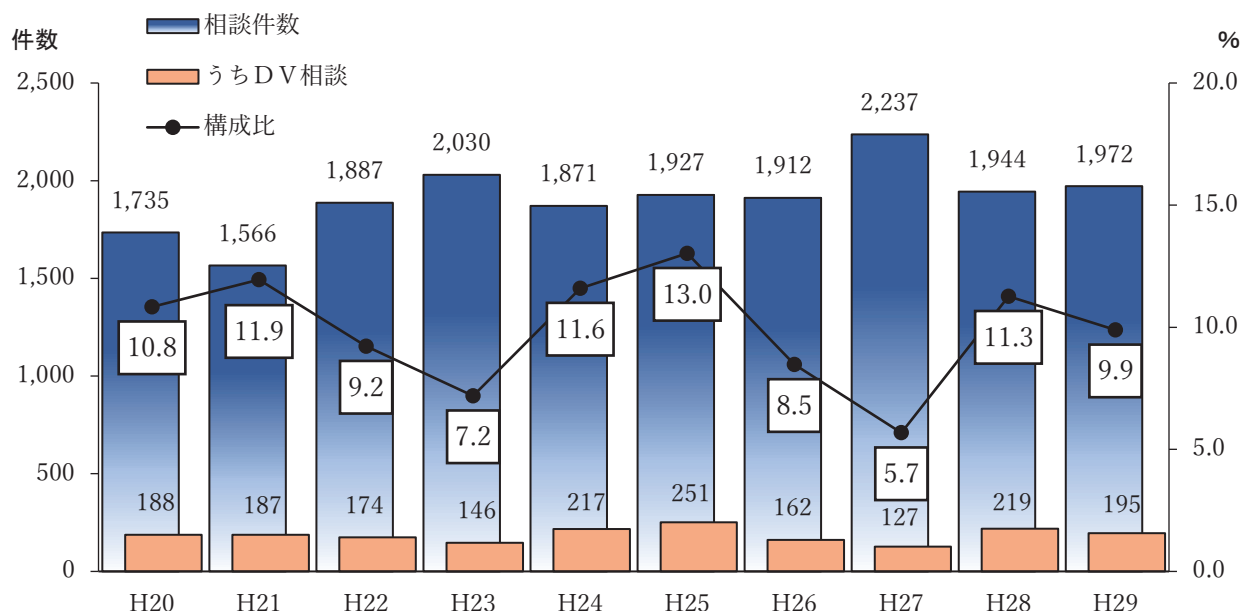
基本課題（２）ＤＶ等防止のための意識啓発と教育の充実

【現状と課題】

ＤＶを含むあらゆる暴力は誰にでも起きうる人権侵害であり、市民一人ひとりが「ＤＶは人権侵害である」との認識をもち、加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、日頃から意識して行動することが大切です。

なは女性センター相談室「ダイヤルうない」における 2017（平成 29）年度の相談件数 1,972 件のうち、ＤＶ相談は 195 件で、全体の約 9.9%を占めており、ＤＶ等の暴力防止のための意識の醸成に向けたさらなる取組が必要です。

図 なは女性センターでのＤＶ等に関する相談件数



【事業の方策の方向性】

あらゆる暴力の被害にあわない、加害者とならない、傍観者にならないためにどう対応すべきなのか、広く市民が正しい知識の理解と意識の醸成につながる取組を推進します。

また、教育現場においても、児童・生徒へ面前ＤＶ、デートＤＶを含めたＤＶ等の暴力被害を予防するための正しい知識や情報の普及、理解促進を進めるための取組に努めます。

あわせて、被害にあった場合の相談機関・支援窓口の情報を広く市民に提供します。

【事業の方策】

①市民への正しい理解の普及

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実 センター講座や市ホームページや広報紙、SNS等を活用した情報提供、相談窓口周知のためのDV相談カードや啓発用リーフレットの配布等を行います。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」等の男女共同参画に関連する取組週間・月間の期間中は、市民向けにパネル展やリーフレット等を活用した意識啓発に努めます。	平和交流・男女参画課	センター講座、情報提供、パネル展、DV相談カードや啓発用リーフレットの作成、広報・周知	190
◎DV防止のための正しい知識・理解を深めるための施策の充実 「児童虐待防止月間」等において、人権尊重のための意識啓発のため、パネル展等で広く広報・周知に積極的に取り組みます。 また、加害者に対する意識啓発についても検討します。	子育て応援課	パネル展等、DVに関するリーフレット等配布、広報・周知	191

②若年層等への意識啓発・自尊心・自己肯定感を高める教育

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎若年層等へのあらゆる暴力の根絶を図るための意識啓発や自尊心・自己肯定感を高める取組の充実 性暴力やデートDV、SNS等による人権侵害などについて、若年層へ正しい知識の理解を深め、人権尊重意識の醸成を図るための講座や情報提供、広報・周知、図書の提供等に努めます。	平和交流・男女参画課	情報提供、広報・周知、図書の提供、意識啓発用リーフレット作成、思春期プログラムの実施	192
◎若年層等へのあらゆる暴力の根絶を図るための意識啓発や自尊心・自己肯定感を高める取組の充実 性暴力やデートDV、SNS等による人権侵害などについて、若年層へ正しい知識の理解を深め、人権尊重意識の醸成を図るための教育や、自尊心・自己肯定感を高める取組に努めます。	学校教育課	人権教育、教職員研修、関連図書の情報収集・提供、思春期プログラム実施への協力	193



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

基本課題（３）相談体制及び被害者支援体制の充実

【現状と課題】

沖縄県内においては、沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）、本市においては、なは女性センター相談室「ダイヤルうない」、保護管理課、子育て応援課等でDV等の相談に対応しています。

なは女性センター相談室「ダイヤルうない」における暴力に関する相談件数は、2016（平成 28）年度 303 件（うち、DV相談は 219 件）、2017（平成 29）年度は 297 件（うち、DV相談は 195 件）と同程度で推移しています。

相談者が重大な被害に巻き込まれないようにするために、相談支援窓口について広く市民に周知し、公的支援の活用や早期介入等の対策に取り組む必要があります。

図 なは女性センター相談室「ダイヤルうない」での暴力に関する相談件数

（  DV相談件数）

（単位：件数）

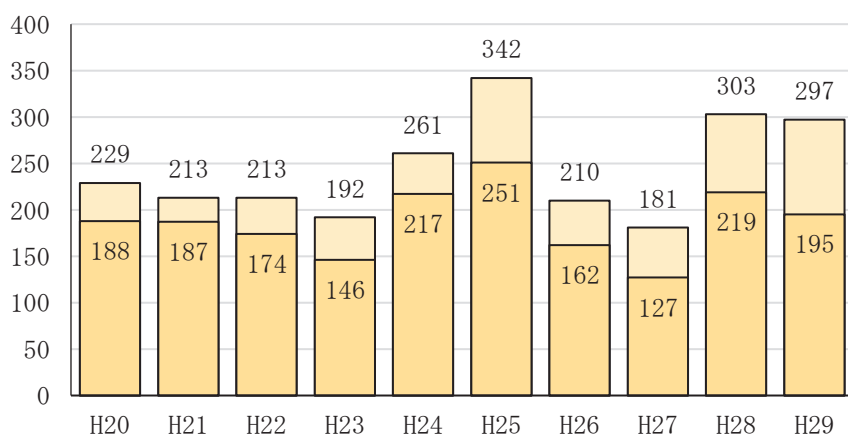
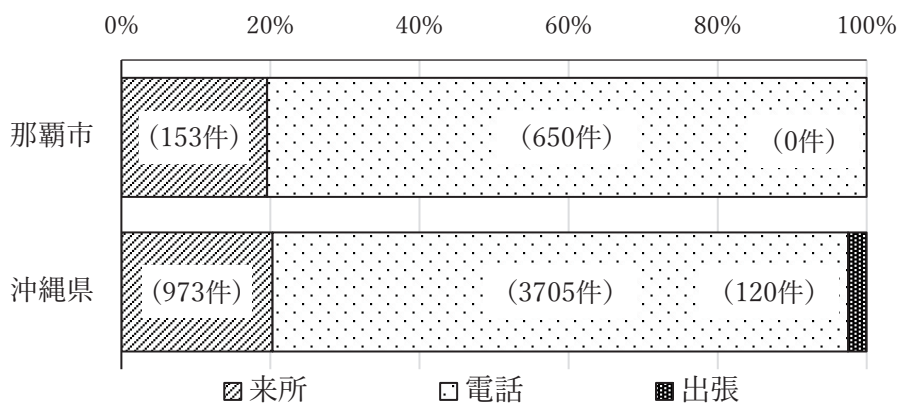


図 沖縄県女性相談所における相談件数



出典：沖縄県女性相談所「平成 28 年度女性保護事業のあらまし」

【事業の方策の方向性】

本市の各相談窓口において、電話や面接による相談対応や弁護士による法律相談、必要に応じて外部機関との連携や同行支援など、相談者の状況に応じて、被害者の安全確保のための措置など、実態に即した取組を進めていくと同時に、普段より関係機関との連携体制の構築に努めます。

【事業の方策】

①相談者からの多様なニーズへの対応

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎相談体制の環境整備・支援体制の拡充に向けた取組 被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次被害を防ぎ、相談しやすい環境整備及び支援体制の拡充に努めます。 また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人についての相談・支援について、関係機関との連携を図り、支援体制の検討に努めます。	平和交流・男女参画課	相談室「ダイヤルうない」、法律相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、情報提供、広報・周知、関係機関との連携	194
	保護管理課	女性相談、DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議、関係機関との連携	195
	子育て応援課	子ども家庭総合支援拠点事業、要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携	196
	こどもみらい課	子育て世代包括支援センター事業の実施、保健所との連携	197
◎DV加害者更生等への対応 DV加害更生に関する情報の収集・提供や相談窓口の案内等に努めます。	平和交流・男女参画課	情報提供	198

②相談員の各種研修への参加

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎相談体制の充実 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人などの被害者への正しい理解と適切な助言を行うため、相談員研修の実施及び外部専門研修への受講を促し、相談員等の資質の向上と、メンタルヘルスケアに努めます。	平和交流・男女参画課	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等）	199
	保護管理課	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等）	200
	子育て応援課	職員・相談員研修、メンタルヘルスケア（研修受講、相談窓口の利用等）	201

③相談対応の充実

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎窓口等相談対応の充実 二次被害を起こさないための対応マニュアルの作成や庁内関係機関への情報提供・広報・周知に努めます。 また、庁内関係各課共通の相談シート（ワンストップシート）の導入、ワンストップ窓口等、他自治体での取組や実施状況を調査・研究し、ワンストップ窓口設置の検討を進めます。	平和交流・男女参画課	二次被害防止マニュアル作成、相談シート・相談体制の調査・研究、情報提供・広報・周知	202
◎窓口等相談対応の充実 市職員（非常勤・臨時含む）のためのメンタルヘルスケアの意識啓発や支援に努めます。	人事課	職員・相談員研修、メンタルヘルス相談窓口	203

④被害者の安全確保の徹底

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎関係機関との連携強化・各種制度の周知 DV被害者の一時保護施設入所までの安全確保を庁内外の関係機関、警察等と連携して支援します。また、DV被害者へ「保護命令」や「住民基本台帳事務における支援措置」等の制度について周知します。	平和交流・男女参画課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	204
	子育て応援課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	205
	保護管理課	女性相談、各関係機関との連携	206
	チャームがんじゅう課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	207
	障がい福祉課	各種ネットワーク会議等での関係機関との情報交換・連携強化、相談員研修	208

⑤DV被害者等の情報保護

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者等の個人情報保護の徹底 住民基本台帳事務における支援措置対象者の住民票等の閲覧申出及び請求等に対する制限を徹底し、支援措置者の転出入時には各自治体とスムーズに情報提供・共有ができるよう、課内で職員研修を実施し周知徹底を図ります。閲覧制限の更新方法が被害者への負担とならないような方法について検討します。 また、窓口・電話等対応時における本人確認を徹底し、支援措置者の情報保護に努め、対応時には二次被害を与えないよう配慮することを周知徹底します。	ハイサイ市民課	情報共有、窓口対応職員への周知徹底	209

⑥自立に向けた支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者等への支援の実施 市営住宅への新規入居申し込み時において、DV被害者等の世帯への優先的な取り扱いを実施します。	市営住宅課	一般申込者よりも入居確率が高い優遇措置の実施	210
◎各種支援策の実施・利用促進 相談者の状況に応じ、母子生活支援施設入所を実施します。 また、保護命令等が出ている世帯への児童扶養手当の申請手続きを実施します。 各種制度・サービスについての情報提供や、相談者の状況に応じ、那覇市パーソナルサポートセンターや生活保護の活用等、利用できる社会資源の情報提供に努めます。 相談者の状況に応じ、必要な場合は、住民基本台帳事務における支援措置制度の紹介や利用を勧めます。 保護命令等が出ている世帯の国民健康保険の加入について支援します。	子育て応援課 保護管理課 ハイサイ市民課 国民健康保険課	施設入所案内、各種支援策の情報提供・利用案内 福祉相談、女性相談、各種支援策等の社会資源の情報提供・利用案内 支援措置制度の情報提供、申し出者の状況に応じた関係機関への連携 各種支援策等の情報提供、利用案内	211 212 213 214
◎就職・再就職・起業等の就労支援 相談者の状況に応じ、必要な場合は、就労に向けた情報提供や就職活動までの支援を実施します。	商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター講座・セミナー、相談窓口の活用	215

⑦子どもの保護・支援

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者保護に係る子どもの安全確保・支援の実施 保育所への入所要件を緩和します。 また、市立小学校に併設する認定こども園の転園の手続きや就学援助など適切な対応を行います。 DV避難に伴う転出入取り扱いマニュアルを活用し、市立小・中学校の転校手続きや就学援助など、対象者に寄り添って対応します。 子どもの学校内での安全確保のために、転校前・転校後の学校間の連携を図ります。 また、「DV避難にともなう転出入対応マニュアル(学校用)」を全職員間で共有し、特に学校の管理下にある間の子どもの安全確保・支援を実施します。 公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングの充実と子どもの心理的安定を図ります。	こどもみらい課 学務課 学校教育課 教育相談課	所定機関の入所要請あれば、最優先での入所措置を実施 関連部署と連携した手続き対応 DV避難に伴う転出入取り扱いマニュアルの周知、マニュアルに準じた対応の実施 庁内外の関係機関と連携した対応・支援の実施 公認心理師・臨床心理士等やスクールカウンセラー等による相談やカウンセリング等による各種支援策・メンタルヘルス関連事業の実施	216 217 218 219

基本課題（４）関係機関との切れ目ない支援のための連携・協力

【現状と課題】

女性や多様な性を生きる人の当事者が、暴力や犯罪等の被害にあうリスクは、男性に比べて高い傾向にあります。沖縄県警察は、2014（平成26）年にDV・ストーカー事案に特化した「子供・女性安全対策課」を新設し、被害相談を集約し、迅速かつ適切な対応に取り組んでいます。

本市においても、庁内の各相談支援窓口にて対応し、必要があれば、警察、または沖縄県女性相談所（沖縄県配偶者暴力相談支援センター）等の各支援機関へ繋げるなど、関係機関との横断的な連携強化に努めています。

【事業の方策の方向性】

DV等の被害にあった場合の各相談支援窓口や支援機関、被害者支援制度等について、広く市民に周知し、必要に応じて被害者の保護につなげ、司法的な手続きや自立のための様々な支援を実施します。また、地域の各教育機関や医療関係者、民生委員などとのネットワークの一層の強化に努め、被害者支援を適切かつ迅速に行えるよう全庁的に取り組みます。

【事業の方策】

①医療関係者との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎医療機関等との連携協力 必要時に、本市のDV等防止のための庁内関係機関や関連施策、関連業務、主催講座や講演会・研修等の情報提供や、国や関係機関からの通知や案内等の周知を図ります。	平和交流・男女参画課	必要時に市立病院や那覇市医師会、各関係機関等との相互の情報提供・連携協力	220

②地域の支援者との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎地域の支援者、支援機関との連携強化 民生委員・児童委員等の福祉関係者や、その他関係機関との連携を図ります。	福祉政策課	民生委員・児童委員等の福祉関係者への情報提供・連携協力	221
自治会や小学校区まちづくり協議会などの地域活動の場において、関係機関との連携を図り、情報共有の場を提供します。	まちづくり協働推進課	自治会長会定例会、小学校区まちづくり協議会等での情報共有	222

③学校教育施設・児童福祉施設等との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎被害者と子どもの安全に配慮した対応促進・連携強化 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議、個別支援会議等により、関係機関との連携を図ります。 生徒指導主事連絡協議会で中央児童相談所、子育て支援室と連携して研修を行います。	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会等の開催による各関係機関等との情報共有、連携強化	223
	学校教育課	生徒指導主事連絡協議会での研修実施、各学校への広報周知	224
◎子どもへの虐待を早期発見できるよう学校等での支援体制の構築・連携強化 各学校の教職員をはじめ、生徒サポーターや教育相談支援員、子ども寄添い支援員等を活用し、日々の観察を行い、必要に応じて個別支援会議を開催します。	学校教育課	各学校の教職員、サポーター等を活用した観察の実施	225
	子育て応援課	学校や保育園等関係機関と調整し個別支援会議を開催	226

④関係機関・団体等との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎庁外関係機関との連携・協力体制の強化 沖縄県女性相談所、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、沖縄県児童相談所、那覇警察署、豊見城警察署、地域包括支援センター、民間支援団体等、関係機関との連携・協力体制を強化し、迅速に対応できるよう努めます。	平和交流・男女参画課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	227
	保護管理課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	228
	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会、各団体とのネットワーク会議等への参加	229
	障がい福祉課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	230
	チャーターがんじゅう課	各団体等とのネットワーク会議等への参加	231
	市民生活安全課	人権擁護ネットワーク会議への参加	232

⑤庁内機関との連携

具体的施策	担当課	事業等	番号
◎DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議等の活用 庁内関係課で、DV被害者支援（女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、男性、多様な性を生きる人）について、情報交換・事例検討・調査研究等を行い、庁内の支援体制の連携強化につなげます。	平和交流・男女参画課	庁内ネットワーク会議の開催	233